

栗東市屋外広告物等に関する ガイドライン



令和2年3月

栗 東 市

はじめに

| | |
|----------------------|---|
| はじめに～「風格都市栗東」の実現に向けて | 1 |
|----------------------|---|

第1章 屋外広告物

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 屋外広告物・特定屋内広告物とは（条例による規制の対象となるもの） | 2 |
| 2. 禁止広告物 | 3 |
| 3. 禁止物件 | 3 |
| 4. 主な屋外広告物等の種類 | 4 |

第2章 共通基準

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 市全体の共通基準（一般基準） | 6 |
| 2. より良い広告物景観の形成のために（デザインマニュアル） | 11 |
| 3. 表示内容 | 15 |
| 4. 日常的な管理 | 15 |

第3章 地域ごとの基準

| | |
|------------------|----|
| 1. 規制地域の種別 | 16 |
| 2. 地域区分ごとの許可の基準 | 18 |
| 3. 推奨基準適用地区の基準 | 25 |
| 4. その他の広告物の許可の基準 | 26 |
| 5. 特定屋内広告物の基準 | 28 |
| 6. 適用除外広告物 | 29 |

第4章 許可申請の手続き

| | |
|---------------|----|
| 1. 申請の流れ | 31 |
| 2. 許可の期間及び手数料 | 32 |
| 3. その他の関係法令 | 33 |
| 4. 管理者 | 34 |
| 5. 管理義務、除却義務 | 34 |
| 6. 変更及び継続の許可 | 34 |
| 7. 安全点検 | 35 |
| 8. 違反広告物の対策 | 36 |
| 9. 経過措置 | 37 |

はじめに ～ “風格都市栗東” の実現に向けて

栗東市では、屋外広告物法の規定に基づき、栗東市屋外広告物等に関する条例を制定しました。

条例は、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」（通称名「百年計画」）※に即した景観形成を図るため、本市の特性を踏まえ、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観形成かつ風致の維持、又は公衆に対する危害を防止するものとなっています。

このガイドラインは、広告主や広告業者の皆さんに、屋外広告物に対する規制基準の内容をわかりやすく解説したものです。

※ 百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画（通称名「百年計画」）：景観法第 8 条第 1 項の規定に基づく法定の景観計画です（平成 20 年 6 月 30 日策定／平成 30 年 4 月 1 日改訂）。

広告主及び広告業者の方へ

- ・ 広告主の方（屋外広告物を設置しようとする方）は条例で規定している地域区分ごとに基準や手続き方法を守り、周囲の景観と調和するようにしてください。
- ・ 広告業者の方は広告主と連携し、条例で規定している基準等を守り、適正な掲出をしてください。

※ 屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

※ 滋賀県内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。登録した営業所には、法令の遵守・安全の確保・帳簿の記録等を担う業務主任者を置くことが義務付けられています。詳細は滋賀県都市計画課にお問い合わせください。

第1章 屋外広告物について

1. 屋外広告物・特定屋内広告物とは（条例による規制の対象となるもの）

（1）屋外広告物

営利を目的とする商業的な広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

- ・建物その他の工作物などに定着して表示されたもの。
- ・夜間のみ表示する広告物など、表示時間を限定する場合も屋外広告物に該当します。

<街頭などで散布するビラやチラシなどは、屋外広告物には該当しません。>

② 屋外に表示されるものであること

- ・建築物などの外側に表示されるもの。

③ 公衆に表示されるものであること

- ・屋外の不特定多数の公衆に対して表示するもの。

<駅構内やバス内など特定の人々へ表示されるものや、建築物などにより閉鎖された中庭・空間に表示されるものは屋外広告物に該当しません。>

④ 看板、立看板、広告旗、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

- ・文字・意匠・デザインなどの一定のイメージなどが表示されているもの。

<概念を伝えているとは認められない照明やネオン、壁面の色などは屋外広告物に該当しません。>

（2）特定屋内広告物

建物の内側（屋内）から公衆に向けて表示又は設置している場合は、屋外広告物の定義には該当しません。

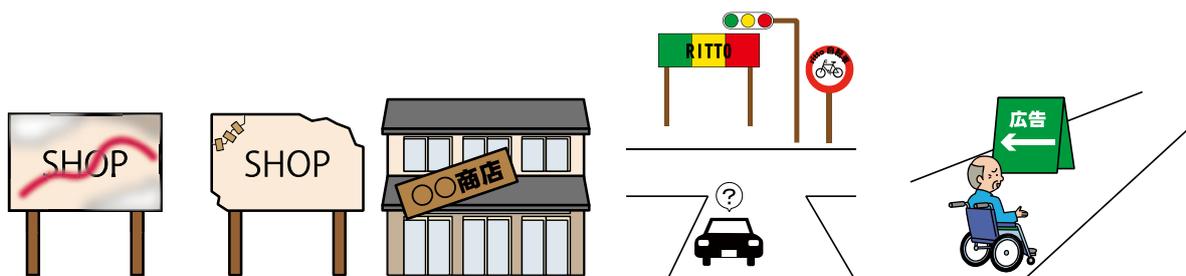
しかしながら、建築物の窓ガラス等の内側の面に直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものについては、屋外広告物と同様の目的・効果を持っていることから、「特定屋内広告物」として位置づけます。

- 建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接貼付等して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

2. 禁止広告物

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



<交通安全の観点からの補足説明>

信号や道路標識の周囲に屋外広告物を表示・掲出しようとする場合は、視野を遮らないように、規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにする必要があります。道路については、車道だけでなく、歩道上にも交通安全の妨げになる広告物は掲出することは出来ません。また、見通しの確保に努めましょう。

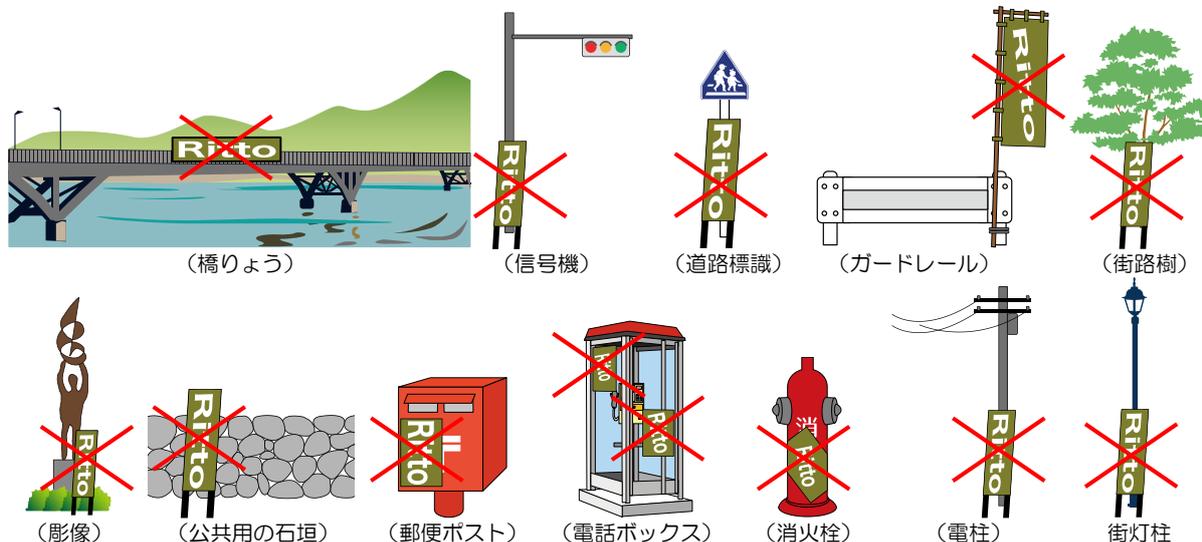
3. 禁止物件

次のような物件には、市内全域において屋外広告物の掲出はできません。

※ 法に基づき表示するものなど、掲出できる場合もあります。(P29 参照)

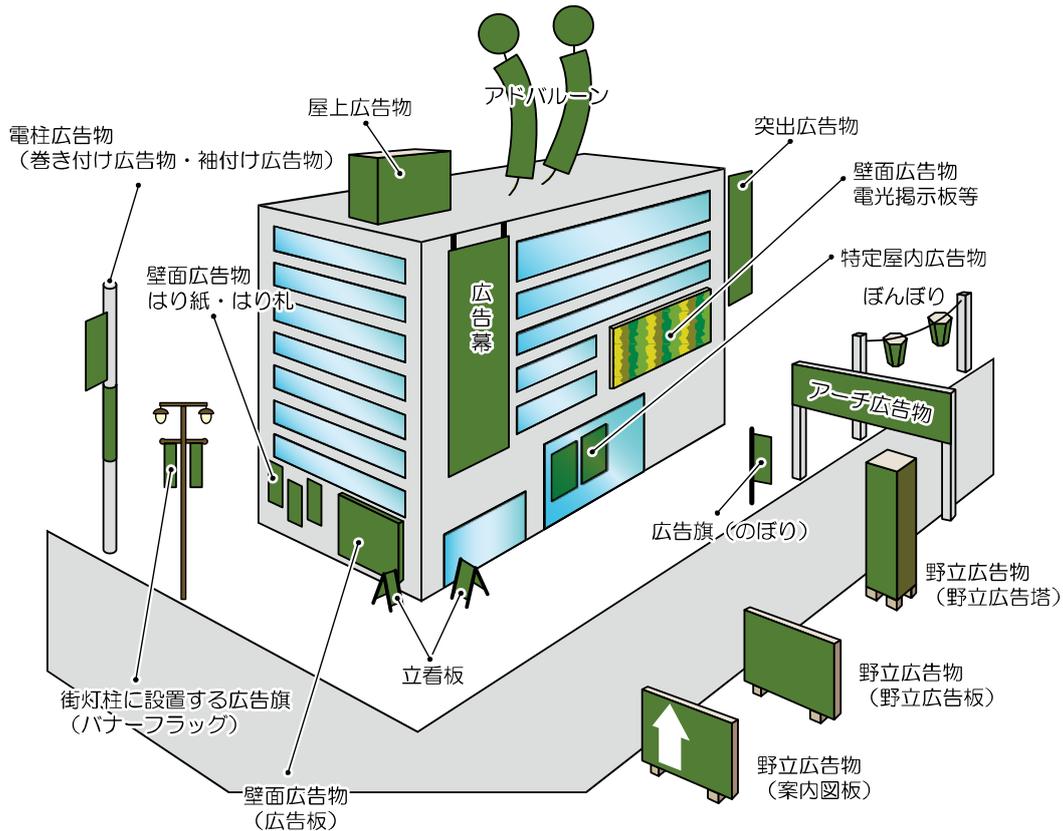
| | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|----------|
| ・橋りょう | ・交通安全施設 | ・記念碑 | ・電話ボックス | ・送電用鉄塔 |
| ・トンネル | (ガードレール等) | ・景観重要建造 | ・公衆便所 | ・送受信塔 |
| ・高架構造物 | ・駒止めの類 | 物及び景観重 | ・消火栓 | ・照明塔 |
| ・道路の路面 | ・里程標の類 | 要樹木 | ・防火水槽及び | ・ガスタンク |
| ・分離帯 | ・街路樹 | ・公共用の石垣 | その防護柵 | ・水道タンク |
| ・信号機 | ・路傍樹 | ・擁壁の類 | ・火災報知機 | ・その他タンク類 |
| ・道路標識 | ・彫像 | ・郵便ポスト | ・火の見やぐら | |

<違反広告物の例>



※ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

4. 主な屋外広告物等の種類



● 設置方法による区分

| 種類 | 定義・内容 |
|------------------------|---|
| 屋上広告物 | 建築物の屋上を利用して表示し、又は設置するもの |
| 壁面広告物 | 建築物の壁面を利用して表示し、又は設置するもの（突き出すものを除く） |
| 突出広告物 | 建築物の外壁面から突き出して表示し、又は設置するもの（袖看板等） |
| 野立広告物 (野立広告板・野立広告塔) | 木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるもの |

● 形態による区分

| 種類 | 定義・内容 |
|--|---|
| 広告板及び広告塔 (これらに類する電光掲示板等・ネオン類照明広告を含む。) | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの |
| 立看板※ ¹ (スタンド型立看板を含む。) | 工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動又は取り外すことができるもの |
| 広告旗・のぼり (これを支える台を含む。) | 工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので容易に移動又は取り外すことができるもの |
| はり紙 (つり下げるものを含む。) | 紙等※ ² を使用して作製されたもので建築物その他物件にはりつけるもの |

※¹ 自立式立看板（スタンド看板）、ベンチ型看板などを含む。ただし、コンビニエンスストア等の店頭に設置する電飾スタンド看板については、その素材、構造及び電源が必要であることに起因する固定性を考慮して、立看板ではなく広告板として取り扱うこととします。

※² ラミネート加工された紙、ビニールコーティングされたシートなども含まれます。

| 種類 | 定義・内容 |
|-----------------------|---|
| はり札 | ベニヤ板、プラスチック板、金属板等にはり紙をはり、又は板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの |
| 電柱及び街灯柱の類を利用するもの | 巻き付け広告物 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの |
| | 袖付け広告物 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱等を利用して、添架して表示するもの |
| アーチ広告物 | 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断して建植されるもの |
| 広告幕 | 建物その他を利用して布又は網に広告内容を掲げて表示するもの |
| アドバルーン | 気球を掲揚し、又はその下に広告網をつけて表示するもの |
| ぼんぼり | 布又は木等の材料を使用して作製したもの又はこれに広告内容を添加して表示するもの |
| 街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等） | 街灯柱に設置する広告旗 |
| 特定屋内広告物 ※P28 参照 | 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの |

※ 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する屋外広告物等については、「電光表示広告物等」として、上記分類の中でさらに面積や高さ等の基準を設定しています。

● 性質による区分

| 種類 | 定義・内容 |
|----------|---|
| 自家用広告 | ・自己の氏名・名称・店名若しくは商標・事業若しくは営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物 |
| 管理用広告 | ・自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき設置する屋外広告物 |
| 非自家用広告物 | ・自己用広告以外の広告物 |
| 道標・案内図板 | ・地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などの案内内容*が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物 |
| 一時広告 | ・冠婚葬祭又は祭礼等のため、慣習上一時的に表示する屋外広告物 ・講演会等の催物のため、会場の敷地内に表示する屋外広告物 ・建設工事期間中に表示される広告物や工事現場の板塀・仮囲い等に表示される広告物 |
| 公共広告 | ・法令の規定により表示する屋外広告物 ・国・地方公共団体等が公共的目的により設置する屋外広告物 ・公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立て札等 |
| 公共目的用広告 | ・公共又は公衆の利便に供することを目的とした屋外広告物 |
| 非営利広告 | ・政治活動、社会教育活動等営利を目的としない活動のための屋外広告物 |
| 意見広告 | ・組織又は個人が、特定の事柄についての自らの意見を主張するために行う広告物 |
| その他一般広告物 | ・上記以外の屋外広告物 |

※ 案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などをいいます。

第2章 共通基準

1. 市全体の共通基準（一般基準）

(1) 全ての地域に共通する基準（全ての地域と全ての広告物における共通基準）

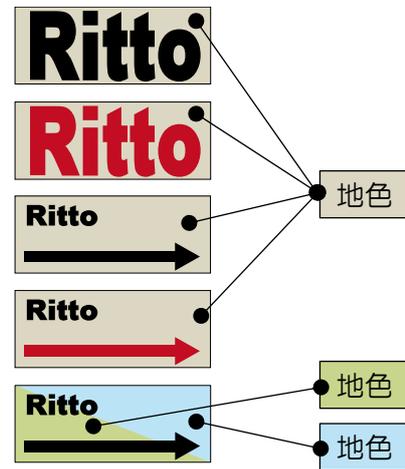
- ① 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、高さ、形態、意匠、色彩等を周囲の景観に調和させること。



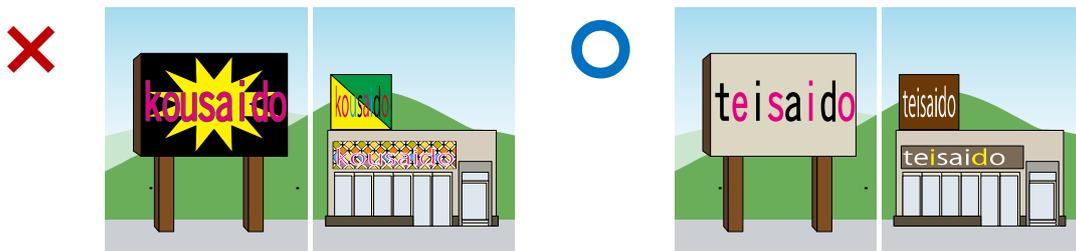
- ② 地色^{*1}には黒及び高彩度の色彩^{*2}を使わないこと。

*1：地色とは、広告物の下地の色をいいます。全体からの割合に関係なく、原則として背景の部分のみをみなします。表示面のうち、文字・記号・図形・イラスト等を除く部分となります。

2：広告物の地色については、「マンセル表色系^{}」を用いて、使用できる色彩の範囲を定めています。（P8参照）使用できない黒色については、マンセル表色系における明度3未満の色を目安とします。光沢のある黒色を大面積で使用することは避けましょう。使用できない高彩度の色彩については、マンセル表色系におけるR、YR、Y系の色相では彩度12以上、それ以外の色相では彩度10以上を目安とします。



- ③ 表示面及び屋外広告物を掲出する物件に使用する色数^{*3}を抑えること。



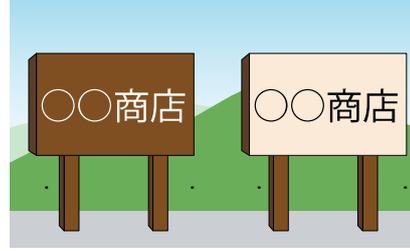
*3：地色と文字などの図となる要素の色の組み合わせは、設置する周囲との関係を十分考慮して検討することが必要になってきます。使用する色数について、「複数の色を使用する場合は、バランスの良い配色となるよう、配慮します。（P8参照）

- ④ 素材は、汚れにくく耐久性のあるものとし、蛍光色及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

※ マンセル表色系：アメリカのマンセル（A. H. Munsell 1858～1918）が考案した色の表示法。「色相・明度・彩度」の三属性により、色彩を表現するものです。色相は、色の様相の相違であり、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）等の色名によって特徴付けられます。明度は色の明るさの度合、彩度は色の鮮やかさを示しており、色相と合わせて色の三属性といえます。マンセル値5G 5/10は、色相5G、明度5、彩度10を表しています。



⑤ 容易に破損及び損壊しない構造とすること。

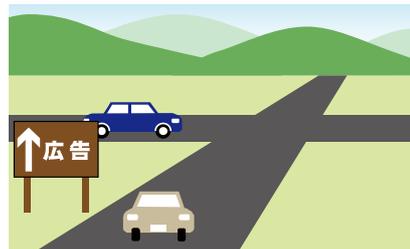
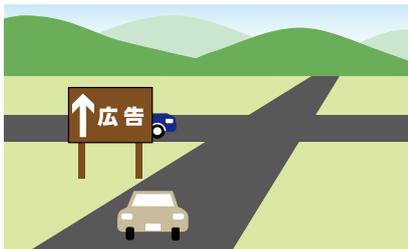
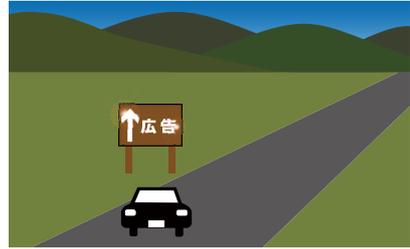
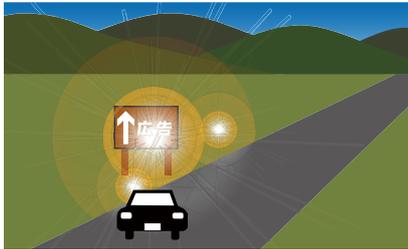


⑥ 照明を伴うものにおいては、昼夜を問わず、光量、照射範囲及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。

⑦ 電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LED ランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）を用いたもの（以下「電光表示板等」という。）においては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は努めて緩やかなものとする事。



⑧ 反射材等を用いる場合や、道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通の安全性に十分配慮*4 すること。



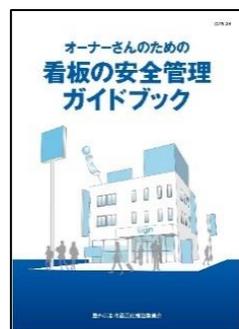
*4：歩行者やドライバーの見通しを確保できるよう、その配置や規模に配慮しましょう。

⑨ 適正な維持管理*5 に努めること。

*5：日常的な管理のポイントをまとめた、「所有者（広告主）の日常点検チェックシート」を作成しています（P15 参照）。市 HP からダウンロードできますので、ご活用ください。

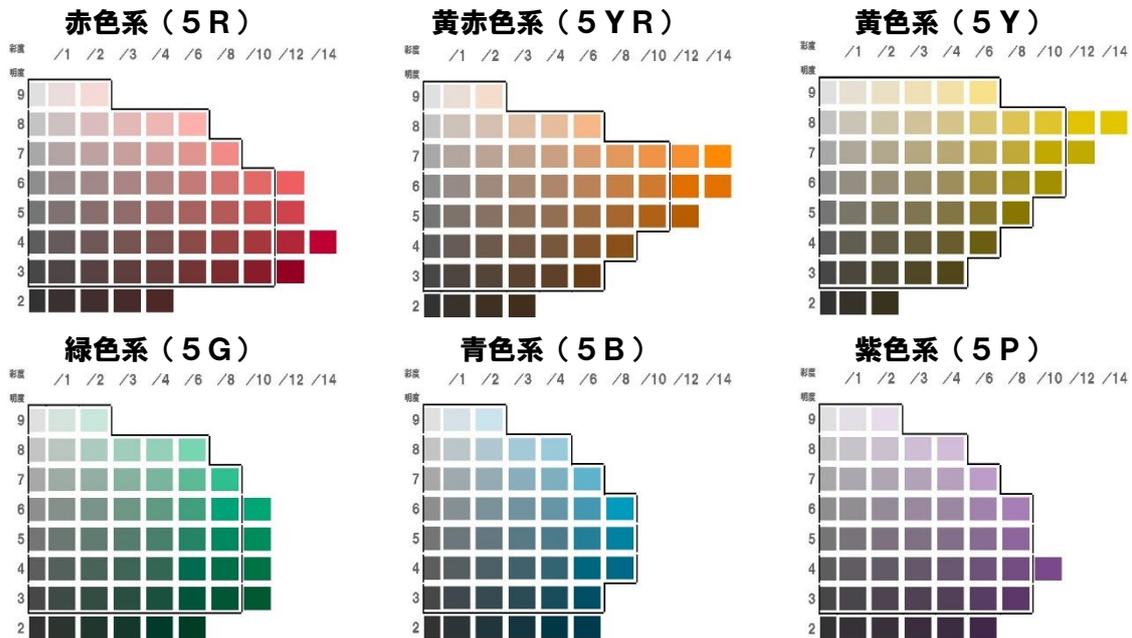
また、『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（平成 27 年 9 月「屋外広告物適正化推進委員会」刊行）』も国土交通省 HP からダウンロードできますので、参考にしてください。

設置からおおむね 10 年以上が経過しているもの、屋外広告物の上端が地上からの高さが 4m、又は幅が 4m を超えているものについては、安全点検が義務付けられています（P35 参照）。



解説1：広告物の地色に使用できる色彩の範囲

黒実線の枠内が地色に使用できる色彩の例となります。



※ 色票は、JIS標準色票 光沢版【第8版（JIS Z 8721 準拠）】（日本規格協会 JIS 色票委員会 監修／発行：（財）日本規格協会／製作：（財）日本色彩研究所）を参考に作成しています。色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

解説2：景観に調和するバランスの良い配色

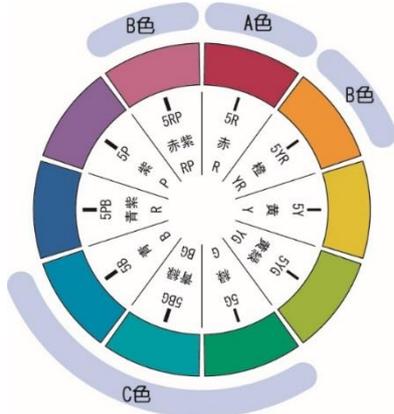
心地よい感じをあたえるような色の組合せを「色彩調和」と呼び、「類似型調和」、「対比型調和」、「同色型調和」、「トーン*調和」などが代表的なものとなります。

景観の色彩について考える場合は、「類似型調和」、「同色型調和」、「トーン調和」などの融合型調和を中心とし、まとまりのある刺激の少ない穏やかな配色により落ち着いた景観となるよう配慮します。また、全体を引き締める強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、「対比型調和」を考慮して用います。

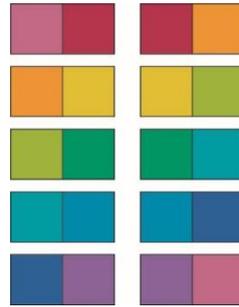
※ トーン：色の印象や感じによる色の表し方。色調（色の調子）。マンセル表色系の明度と彩度を合わせて「トーン分類」され、「うすい」「明るい」「くすんだ」などと表現されます。

| | |
|-------|--|
| 類似型調和 | <ul style="list-style-type: none"> 色相環上で隣接する色である類似色相、近似色相の組合せ。 明度・彩度は異なっても、色相が近い範囲に収まっている。 1つの色相、又は類似の色相を用い、トーンに変化を持たせる。 木や土を建材として使用していた日本の伝統的な街並みは、YR系を中心とした色相調和型が多く存在する。 |
| 同色型調和 | <ul style="list-style-type: none"> 同一の色相でトーンに変化を持たせた色の組合せ。 同じような近い色彩範囲でまとまっている。 まとまった統一感のある配色となるが、単調になる恐れもある。 |
| トーン調和 | <ul style="list-style-type: none"> 同じトーンで明度や彩度を調整した組合せ。 色相はいろいろあるが、トーンが近い範囲に収まっている。 |
| 対比型調和 | <ul style="list-style-type: none"> 色相環上で反対の位置にある対立色相の組合せ。 |

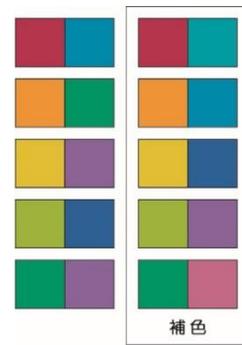
<色相環上での色彩調和の例>



色相環上での類似調和の例
<A色とB色の関係>

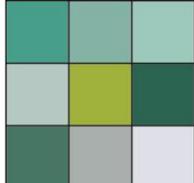


色相環上での対比調和の例
<A色とC色の関係>

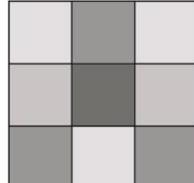


<対比調和と同色型調和の例>

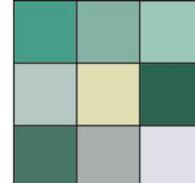
色相による同色型調和



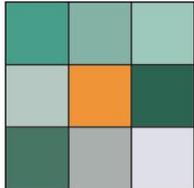
明度による同色型調和



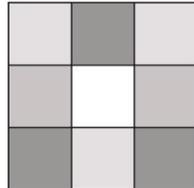
彩度による同色型調和



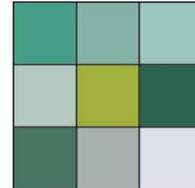
色相による対比型調和



明度による対比型調和



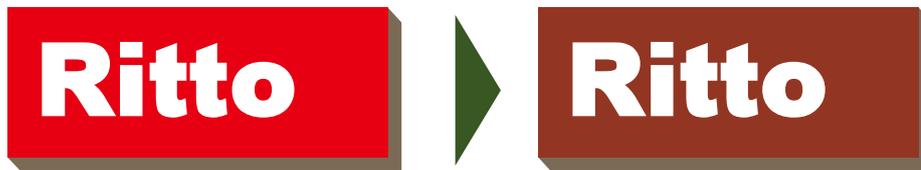
彩度による対比型調和



解説3： その他、周囲の景観に調和させるための工夫

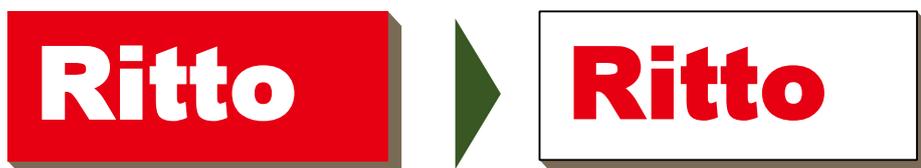
【落ち着いたある景観に馴染む低彩度色の使用】

落ち着いたある景観には、彩度の低い色を用いることで馴染みやすくなります。
彩度を低くしても、地と文字の色に明度差があれば視認性を確保することができます。



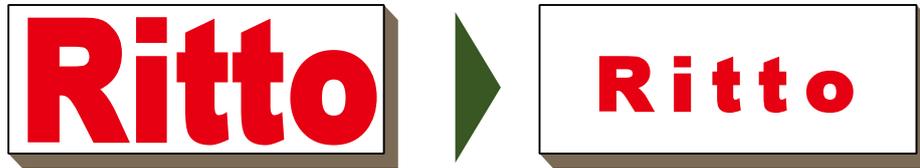
【色彩の反転】

高彩度の色を大面積で使用することは、周囲の景観を煩雑にする場合があります。
「地の色」と「文字の色」を反転し、高彩色の使用面積を小さくすることにより、周辺景観と調和しやすくなります。



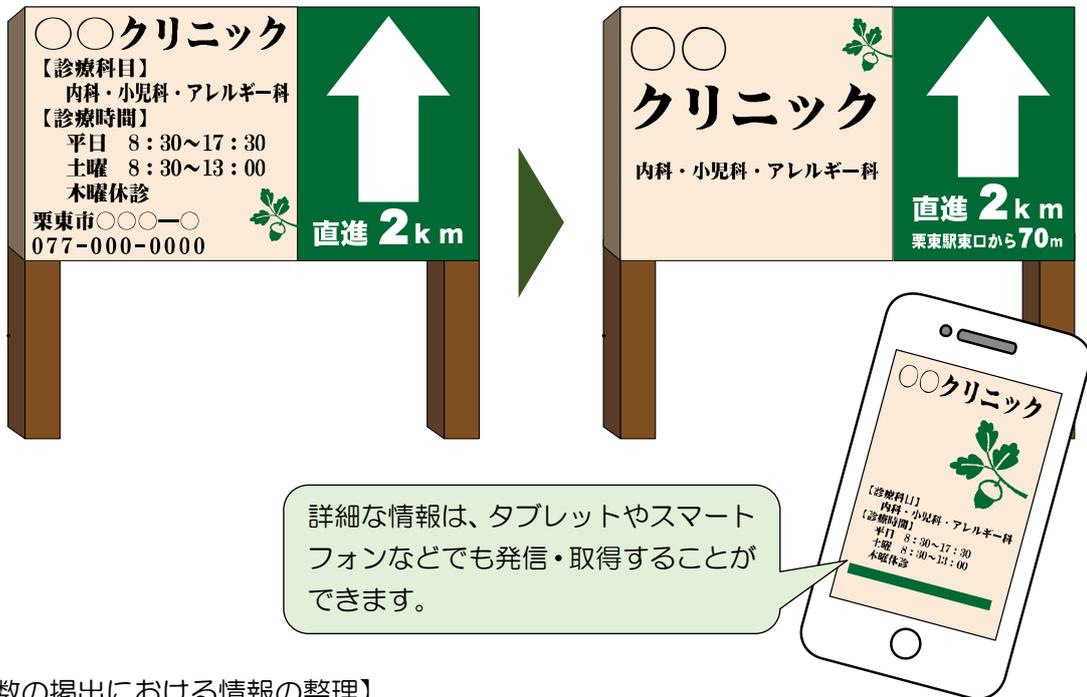
【余白の確保】

文字や図などの構成要素を配置する際、意図的に適切な余白を設けることで、見る人の目を広告内容に引き付ける効果があるほか、建物の外壁などの背景と調和しやすくなります。



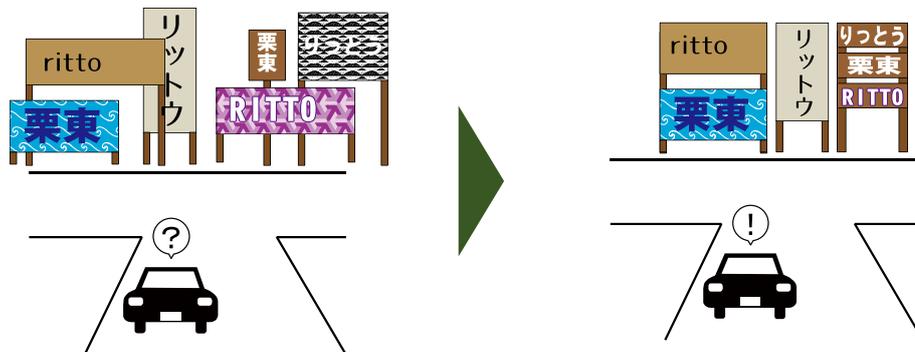
【掲載内容（情報量）の整理】

掲載内容を「伝えたい事項の優先度が高いもの」に絞ることで、伝わりやすい効果的な広告となります。



【複数の掲出における情報の整理】

複数掲出された屋外広告物の形状、色、掲出内容のレイアウト、文字などがバラバラで、本来伝えたい情報が、お互いに打ち消しあってしまう場合があります。屋外広告物の効果が相殺されないよう、設置場所に応じて適切な大きさ、色彩、情報量となるよう、配慮します。

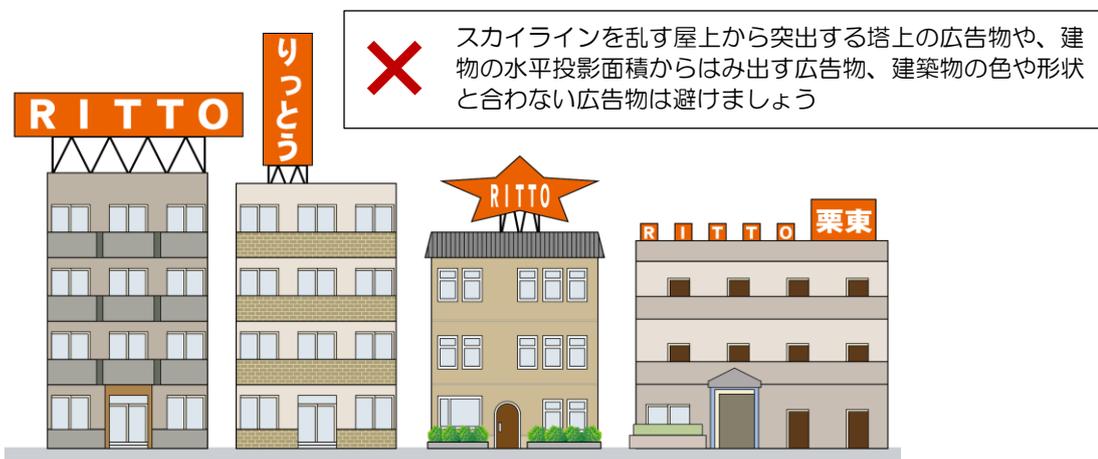
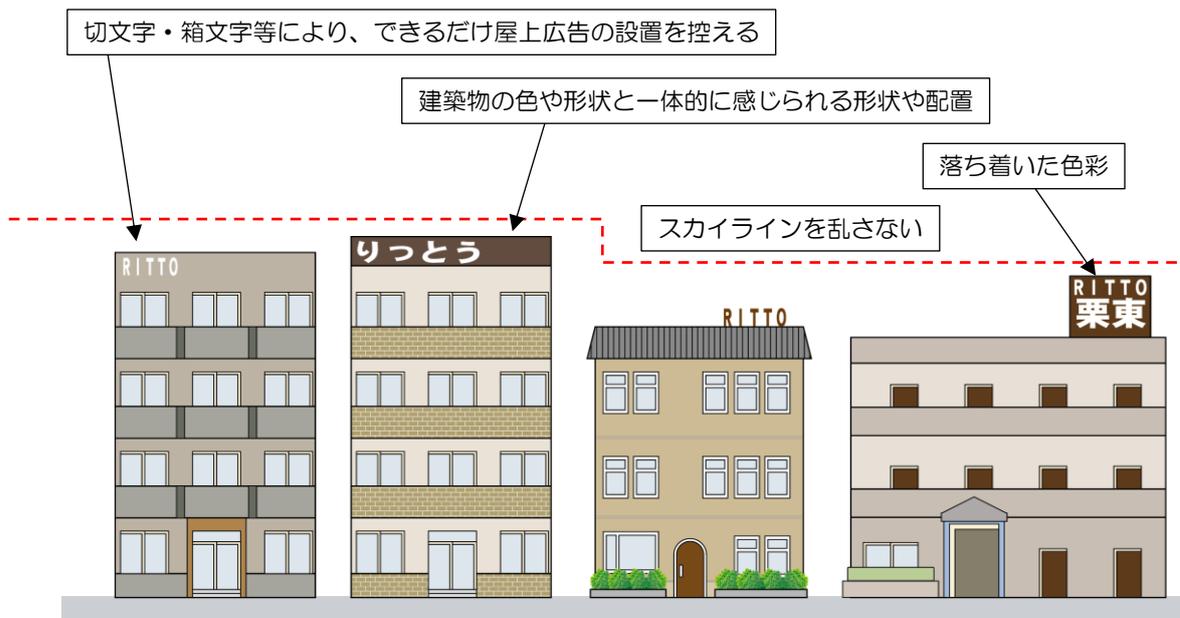


2. より良い広告物景観の形成のために（デザインマニュアル）

（1）屋上広告物

●デザインのPoint●

- ☑ 屋上広告は、広告面が大きく遠いところから見る事ができるため、景観に与える影響も大きくなります。また、建築物のデザインを損ねる場合もあることから、大規模で高い位置へ広告物を設置する場合は、立体文字看板※1（切文字・箱文字等）を用いて壁面上部に掲示するなど、できるだけ屋上広告の設置を控えましょう。
- ☑ 屋上広告を設置する場合は、建築物の設計時に、広告物の大きさや配置を想定して計画しましょう。
- ☑ 周辺の建築物等のスカイライン※2を乱さないよう配慮しましょう。
- ☑ 建築物の色や形状と一体的に感じられる形状や配置としましょう。
- ☑ 建築物と共通性のある落ち着いた色彩としましょう。



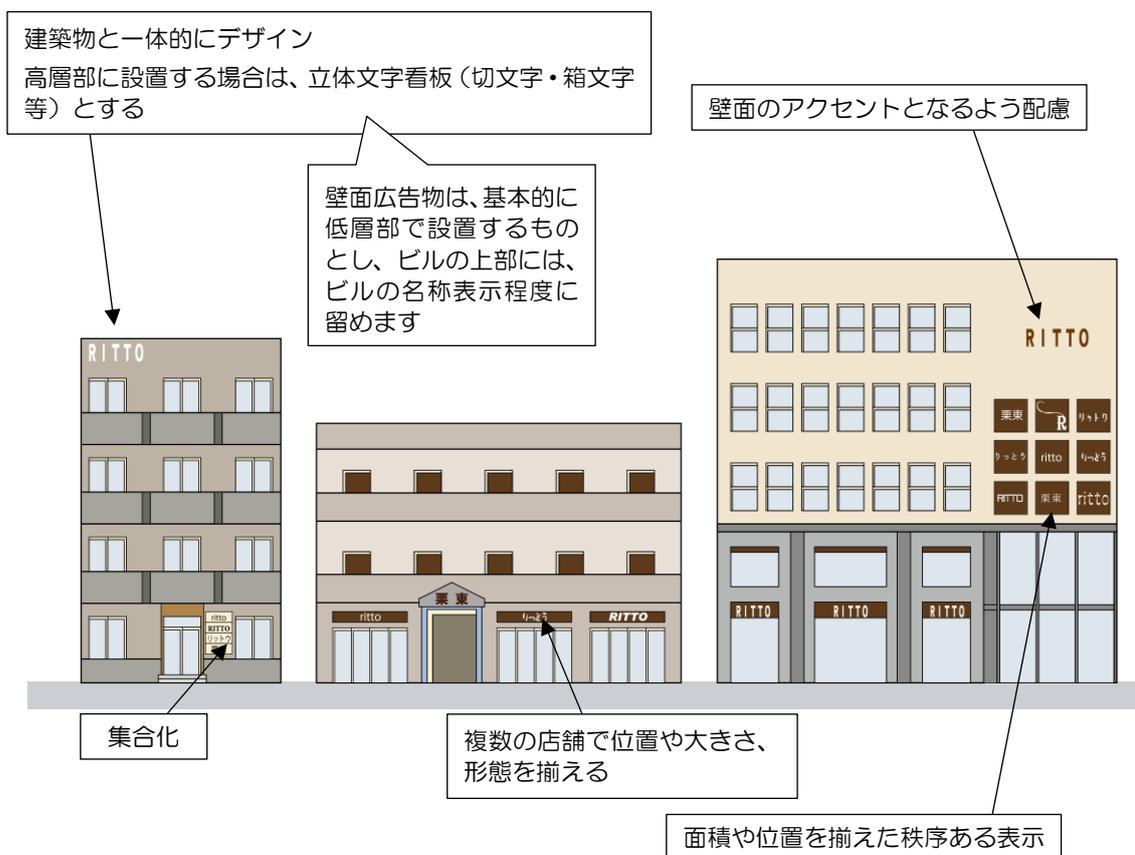
※1 立体文字看板：切文字・箱文字に代表される、文字の形そのものの活かした広告物をいいます。切文字は金属板・アクリル板・アルミ複合板・カルブボードなどの板材を文字の形に切り抜いたもの、箱文字は金属の側面を折り曲げて立体的にしたものをいい、中が空洞で、金属を切っただけの「切文字」よりも立体感が出るのが特徴です。

※2 スカイライン：山や建築物等が空を区切ってつくる輪郭線のことをいいます。

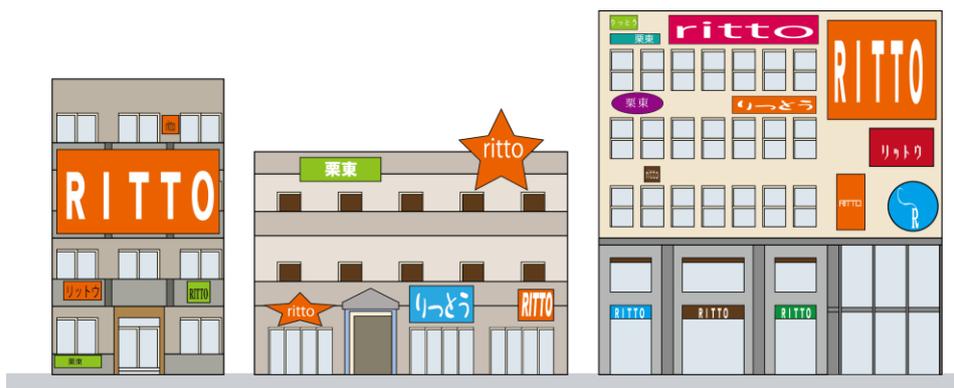
(2) 壁面広告物

●デザインのPoint●

- ☑ 建築物の一部として、建築物のデザインを損なわない規模、位置となるよう、配慮するとともに、建築物や周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- ☑ 複数の広告を掲示する際は、面積や位置を揃えたり、集合化を図るなど、秩序の感じられる表示に配慮しましょう。
- ☑ 低層部での設置を基本とし、高層部に設置する場合は、立体文字看板（切文字・箱文字等）とするなど、建築物と一体的なデザインとしましょう。
- ☑ 複数の店舗が並び通りでは位置や、大きさ、形態を揃えるなど、まちなみに配慮しましょう。



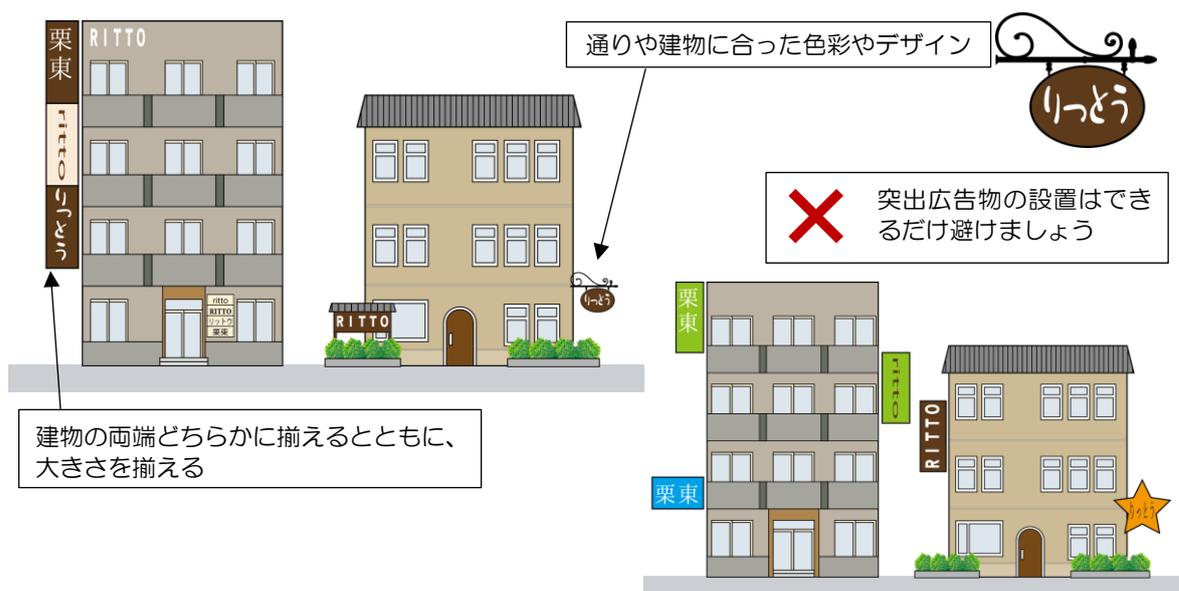
高層部への設置はできるだけ避けるとともに、建築物のデザインを損なわないように配慮しましょう
無秩序に広告物を表示することは避けましょう



(3) 突出広告物

●デザインのPoint●

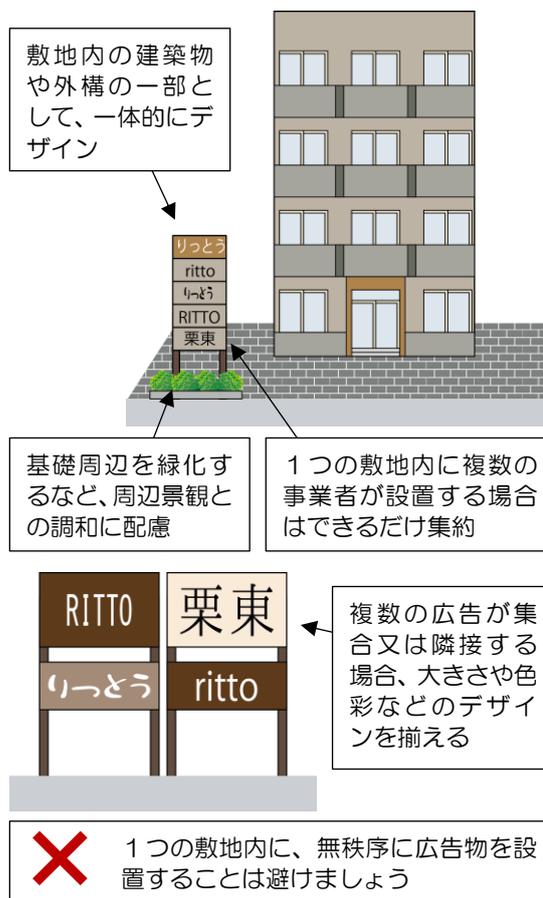
- ☑ 突出広告は、通りを歩く人の目に留まりやすく、通りに賑わいを与える効果があります。同時に、通りの見通し景観やまちなみの連続性に大きな影響を与えるため、大きさや色彩を工夫し、通りに合ったデザインや周辺景観との調和に配慮しましょう。
- ☑ 道路への突出広告は、沿道景観への影響が大きく、煩雑な景観を生み出しやすい事から、できるだけ設置を控え、壁面広告とするなどの工夫をしましょう。
- ☑ 複数設置する場合は、大きさ、設置位置等を揃えるなど配慮しましょう。



(4) 野立広告物

●デザインのPoint●

- ☑ 野立広告物を設置する場合は、敷地内の建築物や外構の一部として、一体的に計画しましょう。
- ☑ 基礎周辺を緑化したり、透明な素材を用いるなど、周辺景観に与える影響を抑える工夫をしましょう。
- ☑ 複数の広告が集合又は隣接する場合、大きさや色彩などのデザインを揃えらるとともに、煩雑な印象とならないよう、配置を工夫しましょう。
- ☑ 1つの敷地内に複数の事業者が設置する場合はできるだけ集約化し、必要最低限の設置数としましょう。

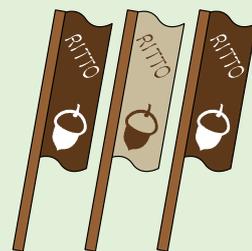


(5) その他広告物

1) 広告旗 (旗、のぼり等)

●デザインのPoint●

- ☑ 広告旗は、イベント等で、通りの活気や賑わいづくりのために有効ですが、連続して表示されることも多く、周辺景観への影響が大きいことから、色彩に共通性を持たせる、設置の間隔を統一するなど、通り全体で統一感のあるデザインとなるよう心掛けましょう。
- ☑ 交通の妨げにならないようにしましょう。



2) 広告幕

●デザインのPoint●

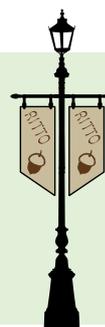
- ☑ 懸垂幕等の広告幕を設ける場合は、建築物のファサードの一部として計画し、建築物の外観全体との調和に配慮したデザインとしましょう。



3) 街灯柱を利用する広告 (バナー広告)

●デザインのPoint●

- ☑ 街灯柱などに吊り下げるバナー広告は、通りの景観への影響が大きいことから、情報発信だけを目的とせず、通り全体で統一感のあるデザインとすると共に、通りの活気や賑わいづくりに配慮したデザインとしましょう。

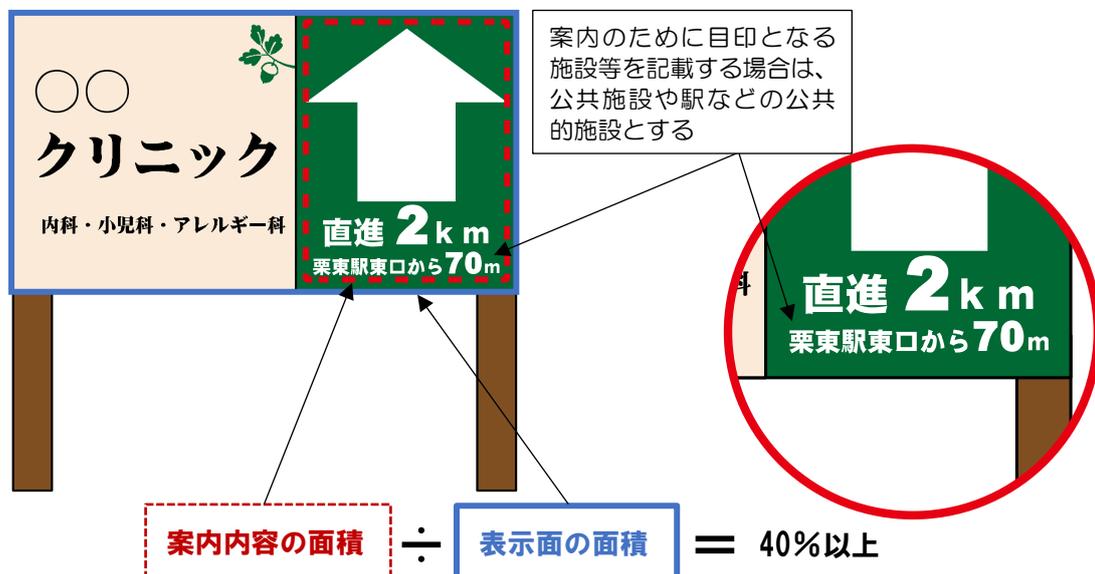


《道標・案内図板について》

道標・案内図板は、非自家用広告物の中でも、店舗等への誘導の役割を主として掲出されたものをいいます。

表示面の40%以上を地図や矢印など、誘導のための「案内内容」にすることが必要です。

案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離などをいいます。案内先の住所・電話番号・QRコード等の表示は含みません。



3. 表示内容

屋外広告物は、個人の所有物ではありますが、屋外に設置されていることから、その表示内容について、滋賀県迷惑行為等防止条例や滋賀県青少年の健全育成に関する条例、栗東市景観条例など、屋外広告物法や栗東市屋外広告物等に関する条例以外の法規制から、指導を行う場合があります。

滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、「有害広告物」として是正命令される場合があります。

4. 日常的な管理

屋外広告物は、日常的に適正な安全点検を実施することで、落下や破損による突発的な事故を防ぐことができます。

所有者又は管理者の皆様にお願ひしたい日常の点検項目は以下の通りです。

震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。

また、継続申請の際は、安全点検調書が必要になります。(P35 参照)

<所有者（広告主）の日常点検チェックシート（看板所有者等の日常点検項目）>

| No. | セルフチェック項目 | 対象の広告物 | チェック |
|-----|----------------------|----------------|--------------------------|
| 01 | 支柱の根元からサビが出ていませんか | 野立広告物 | <input type="checkbox"/> |
| 02 | 看板が傾いていませんか | 野立広告物 | <input type="checkbox"/> |
| 03 | ブラケット部よりサビが出ていませんか | 突出看板 | <input type="checkbox"/> |
| 04 | 看板は壁から垂直についていますか | 突出看板 | <input type="checkbox"/> |
| 05 | アクリル板にひびが入っていませんか。 | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 06 | アクリル板が外れそうではありませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 07 | パネル（表示面）ががたついていませんか | 野立広告物 壁面広告物 | <input type="checkbox"/> |
| 08 | 照明の不点灯などはありますか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 09 | 照明器具は傾いたり、外れかけていませんか | 外照式広告物 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 看板部材が欠落していませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |

* 営業日などには必ず安全パトロールを行い、問題を発見したら、まず立入を禁止する処置をし、見張りを置くことが重要です。次に専門業者に連絡しましょう。
また、人通りの多い場所では、警察への連絡もしておきましょう。

【地域区分一覧】

| 区分 | 範囲 | 目指す屋外広告物景観のイメージ |
|-------|--|---|
| 第1種地域 | 中山道景観形成推進地域 東海道景観形成推進地域 文化財の周囲 50m以内 (大宝神社・大角家住宅・大野神社・春日神社・小槻大社・安養寺・宇和宮神社) | 歴史街道をはじめ、栗東市の歴史を感じさせる景観を守り、育て、周辺の景観に調和した良好な広告物景観  |
| 第2種地域 | 国道1号バイパス沿道から30m以内 名神高速道路南側 500m以上 名神高速道路 第1・2種低層住居専用地域・田園住居地域 市民農園・保安林・原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域・滋賀県自然環境保全地域・風致地区・都市計画公園・緑地 | ふるさと栗東の心象風景を構成する森林・田園景観を守り、育て、周辺の景観に調和した良好な広告物景観  |
| 第3種地域 | 安養寺緑のわがまち計画区域 | 既存の多様な都市機能や貴重な資源を活用し、地区に暮らす住民や事業者、来訪者がともに楽しむことができる賑わいのあるまちにふさわしい広告物景観  |
| 第4種地域 | (都)下笠下砥山線景観形成推進地域 | 国道1号と琵琶湖方面を結ぶ幹線道路沿道の多様な土地利用の状況に配慮しながら、景観形成推進地域にふさわしい、節度ある広告物景観  |
| 第5種地域 | 名神高速道路沿道から500m以内 東海道新幹線沿線から500m以内 鉄道沿線から100m以内 国道1号・国道8号沿道及び指定道路 (国道8号バイパス/県道 守山栗東線(県道11号)/片岡栗東線/野洲川幹線/川辺御園線/大江霊仙寺線)の沿道から30m以内 ※いずれも第1種～第4種地域の範囲を除く | 広域的な交通軸の沿道として、市の顔を印象づける良好な広告物景観  |
| 第6種地域 | 第1種～第5種地域以外の地域 | 周辺の景観との調和を重視しつつ、屋外広告物の果たすべき経済的・社会的役割を尊重した、良好な広告物景観  |

*上記の地域区分に上乘せされる推奨基準を設定した地区

| | | |
|--------------|---|---|
| 推奨基準 適用地区 | 栗東駅前地区地区計画区域の「地区整備計画区域」の範囲 安養寺緑のわがまち計画区域の「緑の幹線地区」の範囲 | 栗東市の顔となる地区として、積極的に屋外広告物を活用し、賑わいのある広告物景観 |
|--------------|---|---|

2. 地域区分ごとの許可の基準

栗東市では、市域を以下の6つに区分し、それぞれ景観の特徴に配慮して、手続きの要件、基準を定めています。「法令の規定により表示するもの」などの条例の規定から一部除外されている「適用除外広告物」については、許可不要です（P29 参照）。

（1）地域区分ごとの許可申請及び掲出等の可否

○：掲出可能（許可又は届出が必要）／△：条件付きで掲出可能／×：掲出を禁止

<自家用広告物>

| | 屋外広告物 | | | | | 特定屋内広告物 | |
|-------|--------------------------|-----------|-------------------------|----------------|-----------|--------------------------------|---|
| | 許可申請 | 屋上 広告物 | 壁面広告物 突出広告物 野立広告物 | 電光 掲示板 等 | 電柱 広告物 | 届出 | |
| 第1種地域 | 表示面積の合計 1㎡ 以下は許可申請不要 | × | ○ | × | × | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 1㎡以下は手続不要 | ○ |
| 第2種地域 | 表示面積の合計 5㎡ 以下は許可申請不要 | ○ | ○ | × | △※1 | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 5㎡以下は手続不要 | ○ |
| 第3種地域 | 表示面積の合計 10㎡ 以下は許可申請不要 | ○ | ○ | ○ | △※1 | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 5㎡以下は手続不要 | ○ |
| 第4種地域 | 表示面積の合計 10㎡ 以下は許可申請不要 | ○ | ○ | ○ | △※1 | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 10㎡以下は手続不要 | ○ |
| 第5種地域 | 表示面積の合計 10㎡ 以下は許可申請不要 | ○ | ○ | ○ | △※1 | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 10㎡以下は手続不要 | ○ |
| 第6種地域 | 表示面積の合計 10㎡ 以下は許可申請不要 | ○ | ○ | ○ | △※1 | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 10㎡以下は手続不要 | ○ |

<非自家用広告物>

| | 屋外広告物 | | | | | 特定屋内広告物 | | 屋外広告物 街灯柱に 設置する 広告旗 |
|-------|----------|-------------------------|-----------|----------------|-----------|------------------------------------|---|------------------------------|
| | 許可申請 | 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 | 野立 広告物 | 電光 掲示板 等 | 電柱 広告物 | 届出 | | |
| 第1種地域 | — | × | × | × | × | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 1㎡以上 は届出が必要 | ○ | × |
| 第2種地域 | — | × | × | × | △※1 | | | × |
| 第3種地域 | すべて許可が必要 | ○ | × | × | △※1 | | | △※2 |
| 第4種地域 | すべて許可が必要 | ○ | × | × | △※1 | | | × |
| 第5種地域 | すべて許可が必要 | ○ | × | × | △※1 | | | △※2 |
| 第6種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | △※2 |

<道標・案内図板> 地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が、広告表示面積の40%以上の広告物

| | 屋外広告物 | | | | | 特定屋内広告物 | | 屋外広告物 街灯柱に 設置する 広告旗 |
|-------|----------|-------------------------|-----------|----------------|-----------|------------------------------------|---|------------------------------|
| | 許可申請 | 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 | 野立 広告物 | 電光 掲示板 等 | 電柱 広告物 | 届出 | | |
| 第1種地域 | すべて許可が必要 | × | ○ | × | × | 1 壁面当たりの表示面積の 合計 1㎡以上 は届出が必要 | ○ | × |
| 第2種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | × |
| 第3種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | △※2 |
| 第4種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | × |
| 第5種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | △※2 |
| 第6種地域 | すべて許可が必要 | ○ | ○ | × | △※1 | | | △※2 |

※1 はり紙、はり札、広告旗、立て看板を電柱等に掲出することはできません。

※2 推奨基準適用地区の街灯柱で、バナーフラッグ掲出用ポールに取り付ける広告旗等については、周辺の景観との調和及び都市の賑わいの演出に寄与するデザインとすることを条件に掲出可能です（許可は必要）。

(2) 地域区分ごとの基準の概要

第1種地域

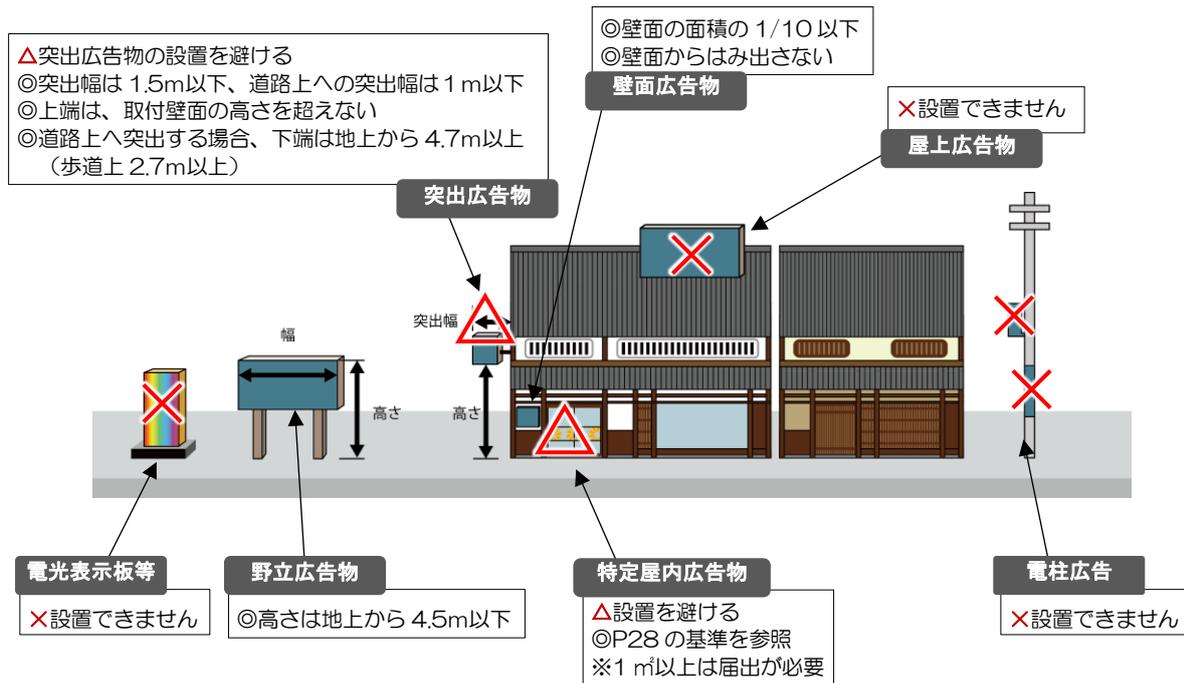
歴史街道をはじめ、栗東市の歴史を感じさせる景観を守り、育て、周辺の景観に調和した良好な屋外広告物景観の形成を目指し、景観形成推進地域である「中山道景観形成推進地域」、「東海道景観形成推進地域」、国宝及び重要文化財の周囲 50m の範囲を指定します。

- 《共通の努力基準》
- ・過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは設置しない
 - ・できるかぎり彩度を抑えた落ち着いた色彩とする

◎許可基準 △努力基準

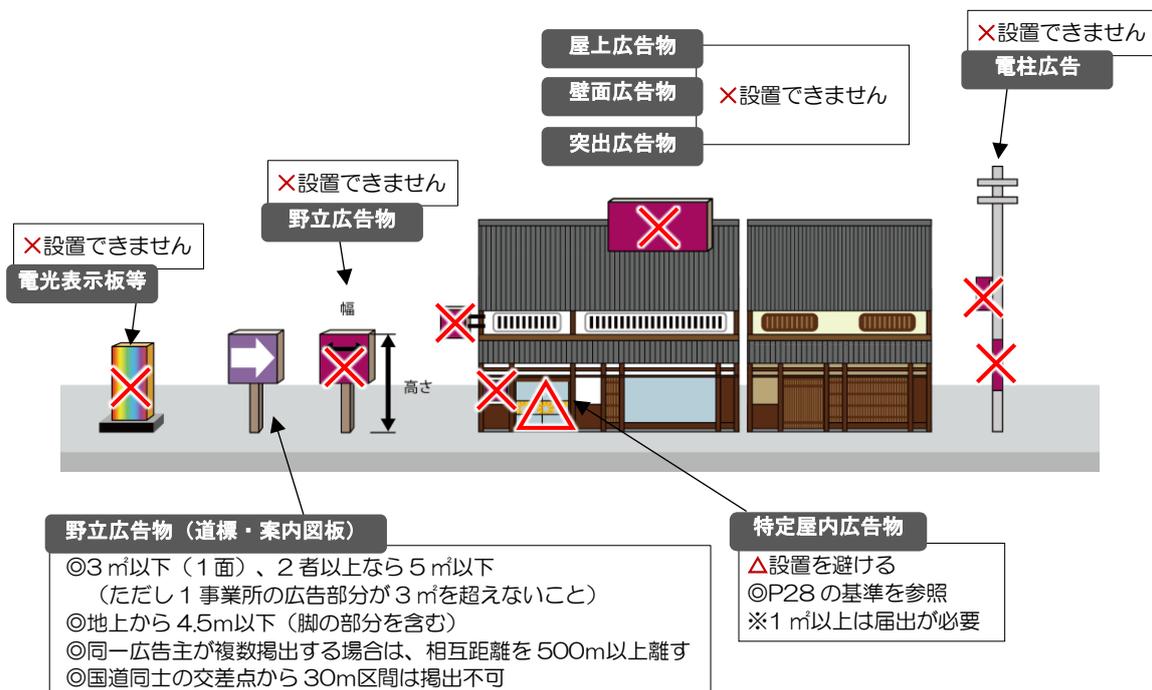
■ 自家用広告物（合計が 1 ㎡以下の場合には許可不要）

◎表示面積の合計は、15 ㎡以下とします。



■ 非自家用広告物（設置できません）

非自家用広告物は設置できませんが、野立広告物の道標・案内図板は設置できます。



第2種地域

ふるさと栗東の心象風景を構成する森林・田園景観を守り、育て、周辺の景観に調和した良好な屋外広告物景観の形成を目指し、国道1号バイパス沿道30m以内、名神高速道路及び、名神高速道路の南側500mを超える範囲、第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、都市計画公園・緑地の範囲を指定します。

《共通の努力基準》・過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは設置しない
・できるかぎり彩度を抑えた落ち着いた色彩とする

◎許可基準 △努力基準

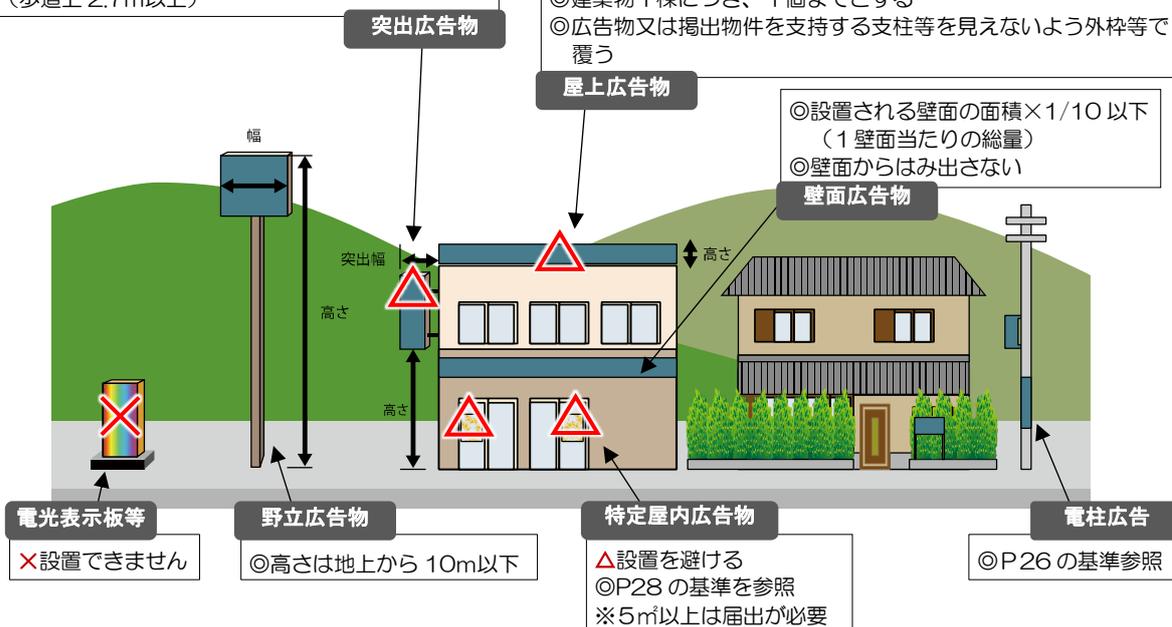
■自家用広告物（合計が5㎡以下の場合には許可不要）

◎表示面積の合計は、15㎡以下とします。

△突出広告物の設置を避ける
◎突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
◎上端は、取付壁面の高さを超えない
◎道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

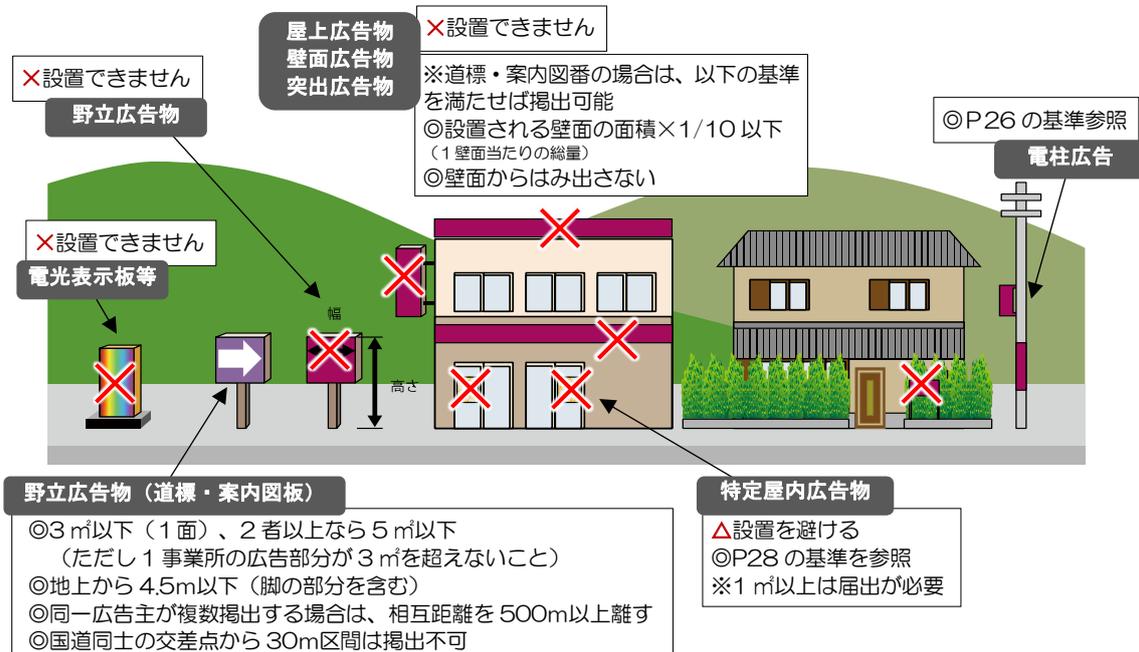
△屋上への広告物の設置を避ける
◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/5以下かつ3m以下
◎塔状の形態としない
◎建築物1棟につき、1個までとする
◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

◎設置される壁面の面積×1/10以下（1壁面当たりの総量）
◎壁面からはみ出さない



■非自家用広告物（設置できません）

非自家用広告物は設置できませんが、広告物の種類によっては、道標・案内図板は設置できます。「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります。



第3種地域

既存の多様な都市機能や貴重な資源を活用し、地区に暮らす住民や事業者、来訪者がともに楽しむことができる賑わいのあるまちにふさわしい広告物景観を目指し、地区計画「安養寺緑のわがまち計画」の範囲を指定します。

- 《共通の努力基準》
- ・過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは設置しない
 - ・できるかぎり彩度を抑えた落ち着いた色彩とする

◎許可基準 △努力基準

■自家用広告物（合計が10㎡以下の場合には許可不要）

△突出広告物の設置を避ける

- ◎突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ◎上端は、取付壁面の高さを超えない
- ◎道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

△屋上への広告物の設置を避ける

- ◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
- ◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ基準階高以下
- ◎塔状の形態としない
- ◎建築物1棟につき、1個までとする
- ◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

野立広告物

- ◎高さは地上から10m以下

壁面広告物

- ◎設置される壁面の面積×1/2以下、住居系用途地域では1/3以下（1壁面当たりの総量）
- ◎壁面からはみ出さない

電光掲示板等

- ◎広告板・広告塔に表示する場合は、1面3㎡以下（表示面の合計6㎡まで）
- ◎事業所につき、原則1個

電柱広告

- ◎P26の基準参照

△設置を避ける

- ◎P28の基準を参照
- ※5㎡以上は届出が必要

特定屋内広告物

- ◎建築物に表示する場合は、1面3㎡以下
- ◎事業所につき、原則1個

■非自家用広告物

△突出広告物の設置を避ける

- ◎突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ◎上端は、取付壁面の高さを超えない
- ◎道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

△屋上への広告物の設置を避ける

- ◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
- ◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/10以下かつその建築物の基準階高以下
- ◎塔状の形態としない
- ◎建築物1棟につき、1個までとする
- ◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

野立広告物（道標・案内図板）

- ◎3㎡以下（1面）、2者以上なら5㎡以下（ただし1事業所の広告部分が3㎡を超えないこと）
- ◎地上から4.5m以下（脚の部分を含む）
- ◎同一広告主が複数掲出する場合は、相互距離を500m以上離す
- ◎国道同士の交差点から30m区間は掲出不可

壁面広告物

- ◎設置される壁面の面積×1/10以下（1壁面当たりの総量）
- ◎壁面からはみ出さない

電光掲示板等

- ×設置できません

電柱広告

- ◎P26の基準参照

△設置を避ける

- ◎P28の基準を参照
- ※1㎡以上は届出が必要

特定屋内広告物

- ◎建築物に表示する場合は、1面3㎡以下
- ◎事業所につき、原則1個

第5種地域

広域的な交通軸の沿道として、市の顔を印象づける良好な広告物景観の形成を目指すため、高速道路の沿道、新幹線の沿線から 500m以内、鉄道の沿線から 100m以内、国道1号・国道8号及び、指定道路*の沿道から 30m以内の両側の範囲を指定します。

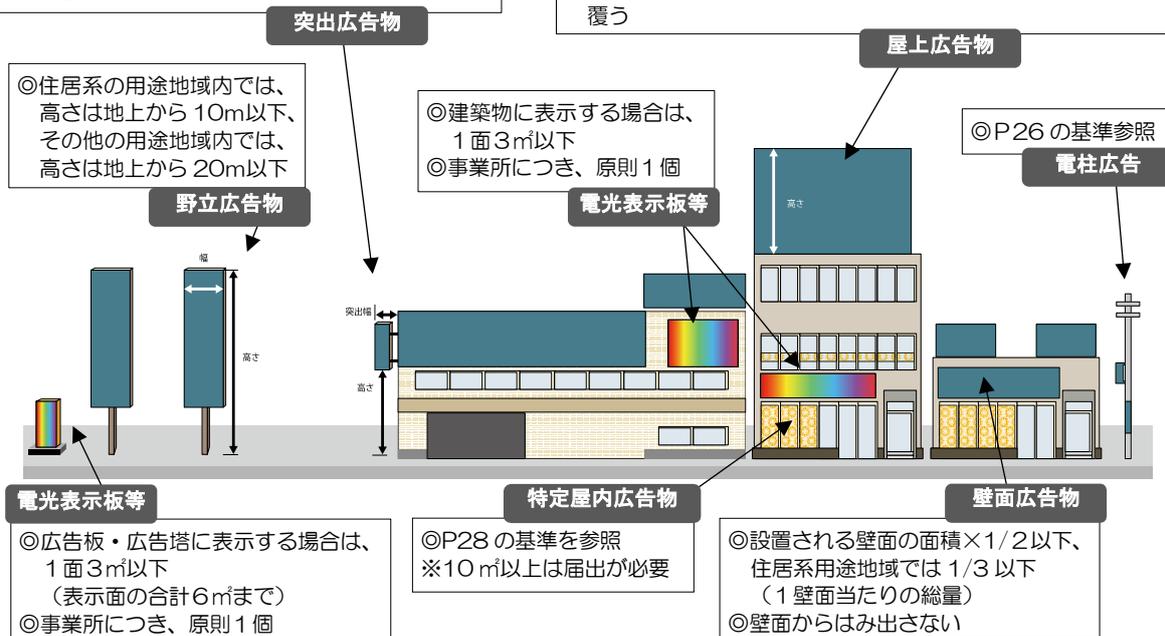
* 指定道路：国道8号バイパス/県道 守山栗東線（県道 11号）/片岡栗東線/野洲川幹線/川辺御園線/大江霊仙寺線

◎許可基準 △努力基準

■自家用広告物（合計が 10㎡以下の場合には許可不要）

- ◎突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は 1m以下
- ◎上端は、取付壁面の高さを超えない
- ◎道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

- ◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
- ◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ 10m以下
- ◎塔状の形態としない
- ◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

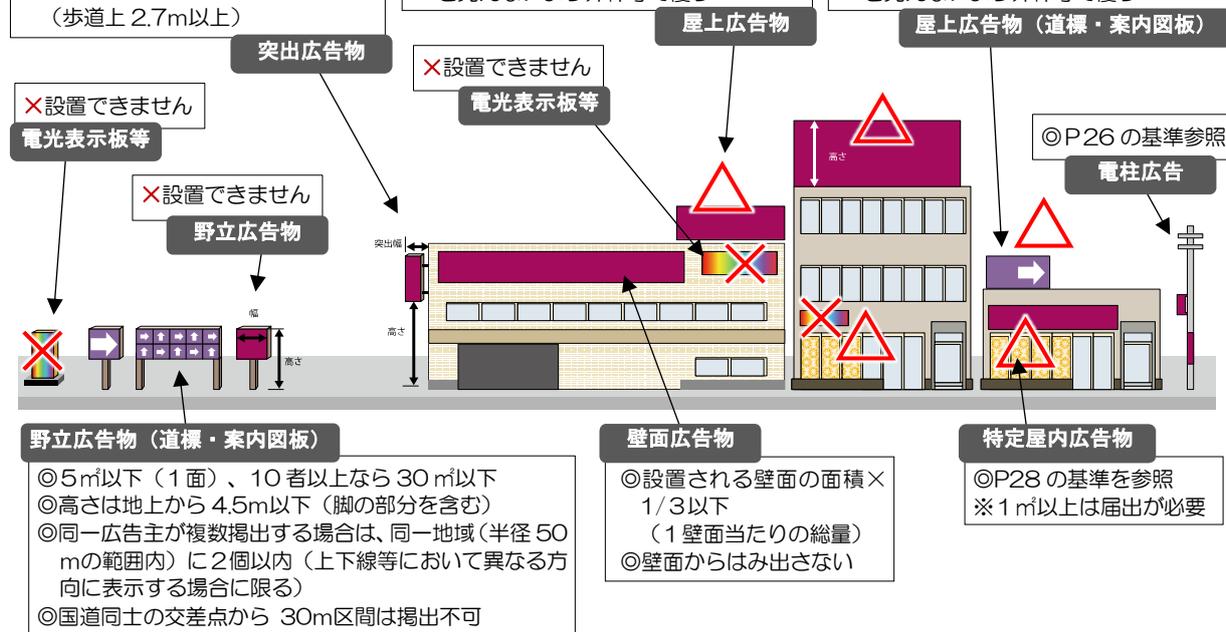


■非自家用広告物

- ◎突出幅は 1.5m以下、道路上への突出幅は 1m以下
- ◎上端は、取付壁面の高さを超えない
- ◎道路上へ突出する場合、下端は地上から 4.7m以上（歩道上 2.7m以上）

- △屋上への広告物の設置を避ける
- ◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
- ◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ 5m以下
- ◎塔状の形態としない
- ◎建築物 1棟につき、1個までとする
- ◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

- △屋上への広告物の設置を避ける
- ◎屋上等の水平投影面積をはみ出さない
- ◎地面から広告物の設置箇所までの高さ×2/3以下かつ 5m以下
- ◎塔状の形態としない
- ◎建築物 1棟につき、1個までとする
- ◎広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う

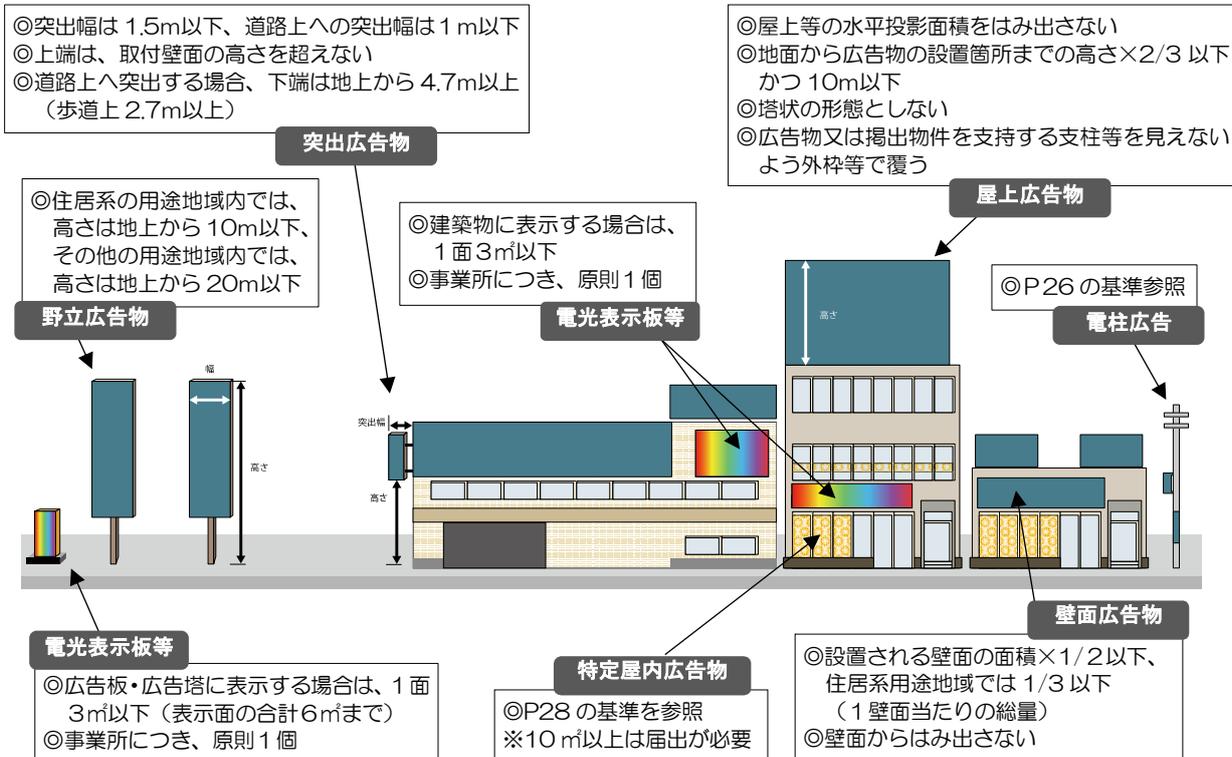


第6種地域

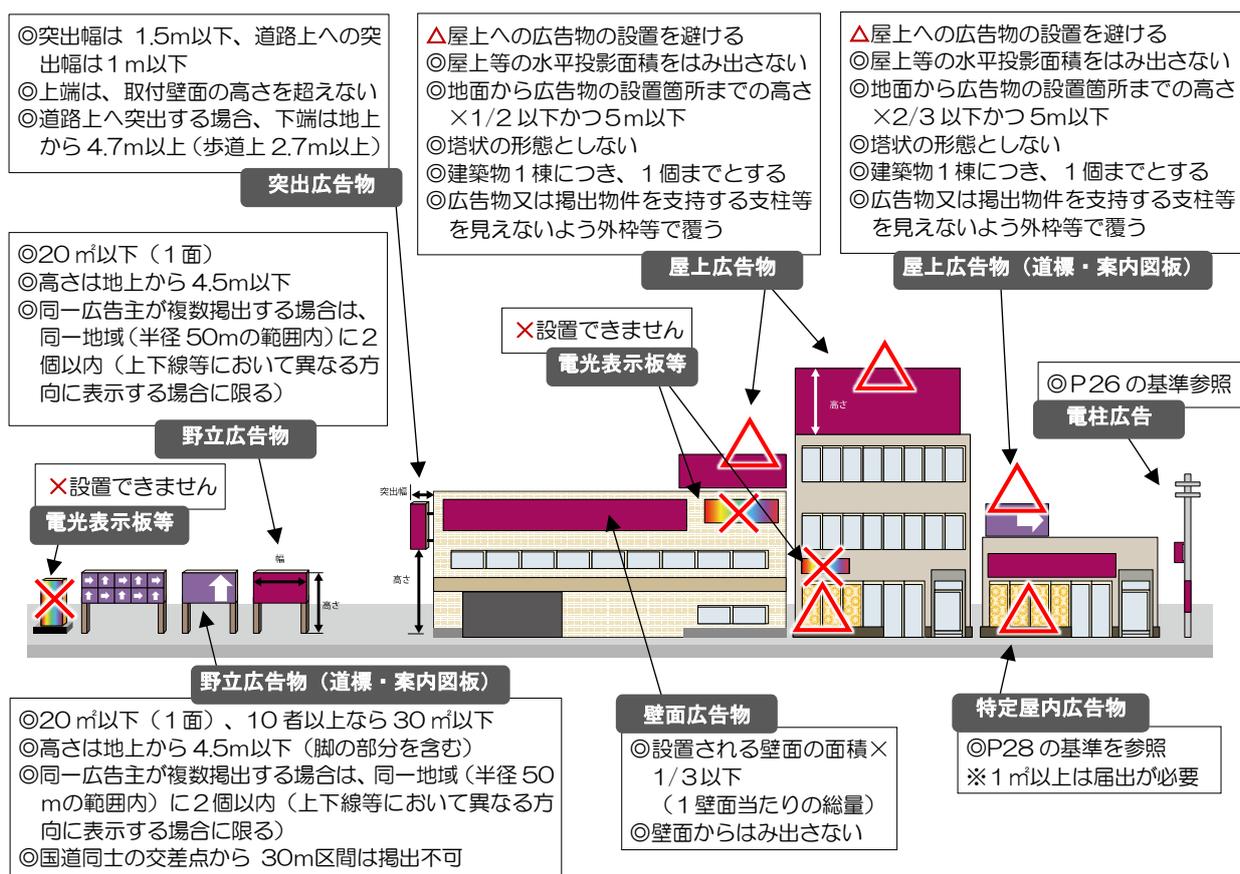
周辺の景観との調和を重視しつつ、屋外広告物の果たすべき経済的・社会的役割を尊重した、良好な広告物景観の形成を目指すため、第1種～第5種地域以外の地域を指定します。

◎許可基準 △努力基準

■自家用広告物（合計が10㎡以下の場合には許可不要）



■非自家用広告物



3. 推奨基準適用地区の基準

栗東市の顔となる地区として、積極的に屋外広告物を活用し、賑わいのある広告物景観の形成を目指し、栗東駅前地区地区計画区域の「地区整備計画区域」の範囲と、安養寺緑のわがまち計画区域の「緑の幹線地区」の範囲を『推奨基準適用地区』に指定しています。

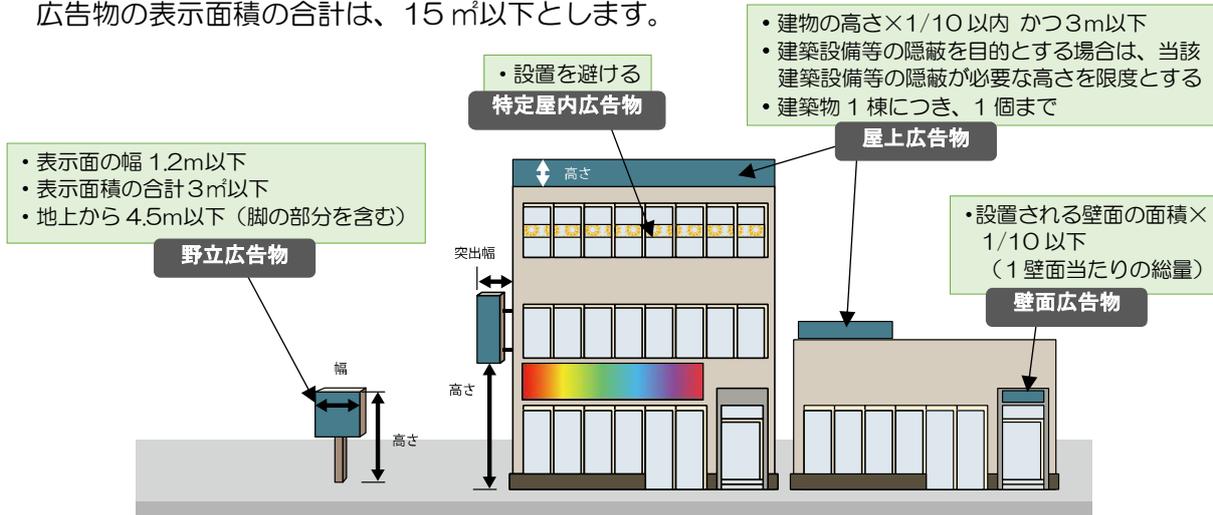
地域区分ごとの許可の基準、努力基準に加え、下記の推奨基準に適合している場合は、許可期間が延長されます。

【共通の推奨基準】

- ・「風格都市栗東」を目指す、本市の景観づくりの基本理念を理解し、まちの顔や玄関口にふさわしい「都市の魅力や活力が感じられる美しい都市景観」、「快適で賑わいのある都市空間」と調和する広告デザインとする。
- ・公共の場にふさわしい内容で、周辺の屋外広告物景観を先導するモデルとなるデザインとする。

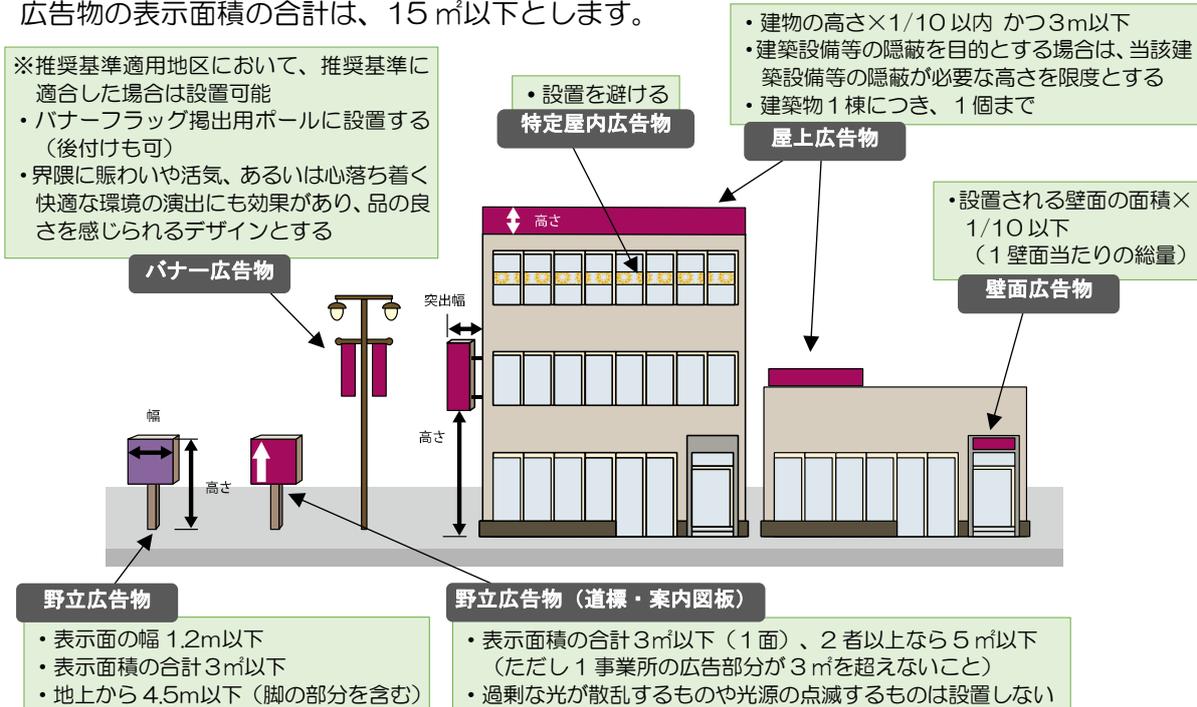
■ 自家用広告物

広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



■ 非自家用広告物

広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



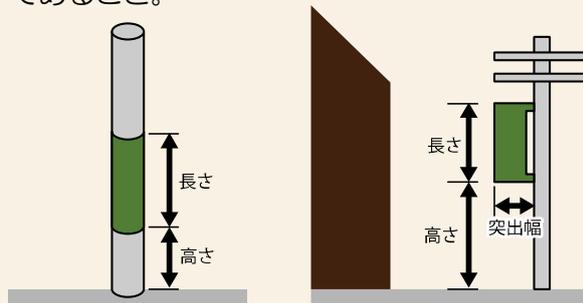
4. その他の屋外広告物の許可の基準

地域区分に関わらず、屋外広告物の設置方法や形態に応じて定められている基準は以下の通りです。

(1) 電柱の類を利用する屋外広告物

規格等

- 巻き付けにする広告物については、下端の高さは地上から 1.2m以上で、長さは 1.8m以下であること。
- 袖付けにする広告物については、下端の高さは歩道上にあっては地上から 2.7m以上、車道上にあっては地上から 4.7m以上で、長さは 1.5m以下、突出幅は 0.9m以下であること。ただし、表示面積は 1.2㎡以下であること。
- 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。
- 広告物の個数は、1 柱につき巻き付けにする広告物 1 巻きと袖付けにする広告物 1 個以内であること。
- 第 1 種地域においては、設置できません。



巻き付けの例

袖付けの例

* 消火栓の表示を利用した広告物は、電柱の類を利用する広告物の基準を踏襲することとします。

(2) 塀表示屋外広告物

規格等

- 塀や柵、フェンス、工事現場の囲い等に設置・表示された広告物については、「壁面広告物」とみなします。設置する地域の壁面広告物の規格に準じること。



(3) その他の屋外広告物

| 種類 | 推奨される規格等（努力基準） | |
|----------------------|---|--|
| 立看板 （スタンド型立看板を含む） | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積は横 0.9m以下、縦 1.8m以下とすること。 脚の長さ 0.5m以下とすること。 併用広告は下端に表示とすること。 倒伏しないようにすること。 2本以上並列する場合は等間隔に並べること。 通行上支障のない場所に置くこと。 | |
| 広告旗 （のぼり旗） | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積は2㎡以内とすること。 倒伏しないようにすること。 2本以上並列する場合は等間隔に並べること。 | |
| はり紙 | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積は 1 ㎡以下とすること。 容易に除却できる方法で表示するものとし、全面のり付けはしないこと。 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 | |
| はり札 | <ul style="list-style-type: none"> 表示面積は 0.3 ㎡以下とすること。 同一壁面又は同一物件に2枚以内とすること。 | |
| アーチ広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 表示内容は、地名、商店街名等、公共的な名称であること。 路面から広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から 2.7m以上、車道上にあっては地上から 4.7m以上であること。 | |
| 広告幕 （広告網を含む） | 道路を横断するもの | <ul style="list-style-type: none"> 広告面の縦幅は、1m以下とすること。 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合していること（基準のない場合は 4.5m以上）。 原則として、地色に黒色や原色は使用しないこと。 |
| | 垂れ幕 （壁面又は塀を利用するもの） | <ul style="list-style-type: none"> 幅 1.2m以下、長さ 10m以下とすること。 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 原則として、地色に黒色や原色は使用しないこと。 |
| アドバルーン | <ul style="list-style-type: none"> 掲揚高度は地上から 20m以上 45m以下とすること。 添加広告は幅 1.5m以下、高さ 15m以下の網に布片等で表示し、十分緊結すること。 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにすること。 地表面に対する傾斜角度が 45 度以下となる強風時に掲揚しないこと。 掲揚・降下作業時の危険防止の措置をとること。 | |
| ぼんぼり | <ul style="list-style-type: none"> 大きさ 縦 1 m以下、横 0.8m以下とすること。 | |

5. 特定屋内広告物の基準

建物の内側（屋内）から公衆に向けて表示又は設置している場合は、「屋外」に該当しないことから、屋外広告物の定義には該当しません。

しかし、窓やその他の開口部、建築物の内部を見通すことができるガラス面等の内側の面に直接描かれたものや、直接貼付されたもので、常時又は一定の期間継続して屋外から容易に望見できる広告物については、屋外広告物と同様の目的・効果を持っていることから、「特定屋内広告物」として条例で定義し、規制区域の種別に応じ、届出が必要な広告物として取り扱います。

【特定屋内広告物にあたるものの例】

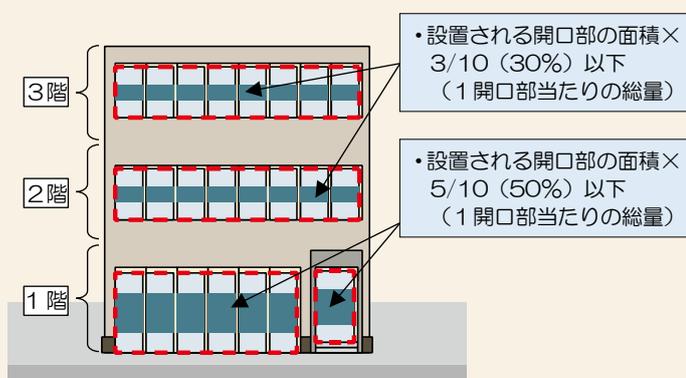
- ・窓面及び窓枠等に定着して貼付したポスターやシール等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したもの
- * 内側の面に直接貼付されているもののみ、対象となります。

【特定屋内広告物にあたらぬものの例】

- ・屋内の利用者に向けて窓ガラスの内側に貼るポスター
- ・屋内の利用者に向けた商品の値札やイメージボード
- ・車、衣類その他の商品等を開口部に陳列したもの
- ・実演販売のような宣伝行為に関するもの
- * ショーウィンドウや地下街などの壁の陳列スペースに、表示・設置したものや、窓等から少し離して設けた掲示板、広告用の等身大パネル、ポップ等で、開口部から屋外の公衆に向けて表示・設置したものについては、特定屋内広告物とはみなしませんが、華美になりすぎないように、配慮してください。

推奨される規格等（努力基準）

- ・ 第1種・第2種地域においては、その他の広告物を含む表示面積の合計が15㎡以下であること。
- ・ 建築物の1階以下については、開口部等の合計に対し、5/10以下であること。
- ・ 建築物の2階以上については、開口部等の合計に対し、3/10以下であること。
- ・ 第1種・第2種・第3種地域においてはできるだけ設置を避けること。
- ・ 非自家用の特定屋内広告物については、道標・案内図板の類であってもできるだけ設置を避けること。



大きさを揃えて整然と並べて貼るなど、秩序を持って表示するようにしましょう



地色に高彩度の色彩を使わない、使用する色数を抑えるなど、「市全体の共通基準（P6）」に配慮しましょう

× 無秩序に広告物を表示することは避けましょう



6. 適用除外広告物（第8条関係）

（1）適用除外広告物

法に基づくものや日常生活や経済活動を行っていく上で最小限必要な広告物には、条例の規制を受けずに表示できるもの（適用除外）があります。この場合も全ての規制を受けないものではなく、広告物の種類や規模等により、どの規定が適用されないかが変わります。

<市長が定める公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物*等については、許可の申請は不要ですが、「届出」が必要です。>

| | 広告物の種類 | 手続き | 基準等 |
|---|--|-----|--|
| (1) 法に基づき設置される、許可申請不要の広告物 (第3項) | ○ 法令の規定により表示する広告物等 ※ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板（文化財保護法）・道路標識（道路法）・一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示（建築基準法）・建設工事の現場等への標識の掲示（建設業法）等 | 不要 | ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ① 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等 | 不要 | ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| (2) 「禁止物件」であっても設置できる、許可申請不要の広告物 (第3項) | ② 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物等 | 不要 | ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ③ 景観法に規定する景観重要建造物に表示する、良好な景観を形成している広告物等 | 不要 | ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ④ 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する自家用の広告物等 | 不要 | ・表示面積の合計5㎡以下 ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ⑤ 上記以外で、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物等 | 不要 | ・表示面積の合計5㎡以下 ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ⑥ ④、⑤以外で、煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンクの類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの | 不要 | ・表示面積の合計5㎡以下 ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ⑦ くず箱、ベンチ、横断歩道橋（国若しくは地方公共団体が設置し、又は管理するもの）等、公益上必要な施設又は物件でその寄贈者名等を表示する広告物 ※ 横断歩道橋に掲出する広告物の表示内容は、当該横断歩道橋の設置又は管理に要する費用の全部又は一部を負担する者の氏名、名称、店名又は商標及び自らが費用の全部又は一部を負担していることにより国又は地方公共団体に協力している旨に限る。 | 不要 | ・表示方向から見た場合における当該寄贈物件及び横断歩道橋の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの1/5以下 ・表示面積の合計5㎡以下（横断歩道橋についてのみ） ・広告物の表示内容及び表示面積について、当該寄贈物件又は横断歩道橋を管理する者との協議がなされていること ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| | ⑧ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物等 | 不要 | ・第1種地域→表示面積の合計1㎡以下 ・第2種地域→表示面積の合計5㎡以下 ・第3・4・5・6種地域→表示面積の合計10㎡以下 |
| (3) 許可申請不要の広告物 (第4項) | ② 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等 | 不要 | ・第1種地域→表示面積の合計1㎡以下 ・第2・3・4・5・6種地域→表示面積の合計5㎡以下 |
| | ③ 冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物等 | 不要 | |
| | ④ 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物等 | 不要 | |
| | | 不要 | |

* 公共的目的をもって表示する広告物：地域の歴史に関する解説板など、公共公益性が高いと考えられる広告物をいいます。

| | 広告物の種類 | 手続き | 基準等 |
|--|---|-----|--|
| (3) 許可申請不要の 広告物 (第4項) | ⑤ 建設工事期間中に表示される広告物や工事現場の板塀・仮囲い等に表示される広告物 | 不要 | ・周囲の景観と調和し、かつ、宣伝用でないもの |
| | ⑥ 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物 | 不要 | |
| | ⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物 | 不要 | |
| | ⑧ 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が表示する簡易な広告物等 | 不要 | <ul style="list-style-type: none"> ・はり紙又ははり札→表示面積1㎡以下 ・立看板→1面の表示面積が2㎡以下、地上からの高さ2m以下 ・広告旗→1面の表示面積2㎡以下、脚を含めた長さ3m以下 ・表示面の背景色に高彩度の色及び蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いない ・表示者名又は管理者名及び連絡先を明示 ・表示する場所等の管理者の承諾を得る |
| | ⑨ 表示又は設置の日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示する広告物等 | 不要 | |
| (4) 許可申請は不要だが、市長への通知が必要な広告物 (第5項) | ○ 国又は地方公共団体が表示する広告物又はその掲出物件 | 通知 | ※禁止物件に対しても掲出可能 |
| (5) 許可申請は不要だが、市長への届け出が必要な広告物 (第6項) | ○ 市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物等 | 届出 | ※禁止物件に対しても掲出可能 <市長が定める公共的団体> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体 ・PTA・青少年教育団体共済法に規定する団体 ・共同募金会その他社会福祉事業を行うことを目的とする団体 ・その他市長が指定する団体 |

(2) 景観重要広告物 (第16条)

ホーロー看板など、周囲の景観形成に寄与していると考えられる屋外広告物で、市民・事業者等からの提案を受け、景観百年審議会の審議を経て、「景観重要屋外広告物」に指定された広告物については、許可申請を不要とします(届出は必要)。

* 禁止物件には掲出できません



(3) その他、運用上の規定

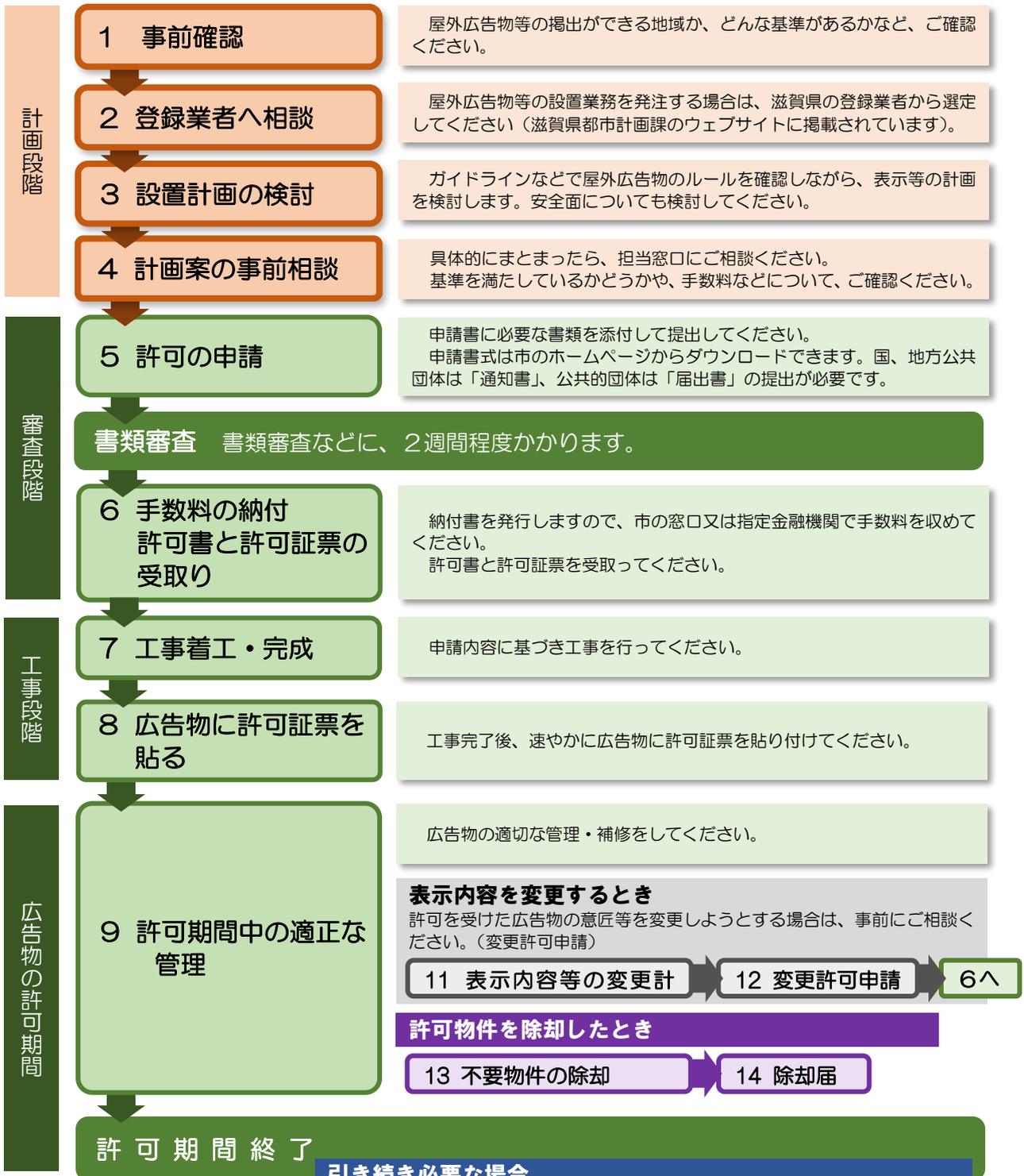
古くからある石碑・モニュメント等については、原則として適用除外とします。



第4章 許可申請の手続き

1. 申請の流れ

広告物を表示するには、次のような手続きが必要です。



2. 許可の期間及び手数料

広告物の区分ごとに、許可の期間及び手数料を定めています。

| 区分(面積) | 単位 | 手数料 | | 許可期間 |
|--|----------------|---------|---|--|
| | | 1年以内/1件 | 1年を超えて3年以内/1件 | |
| 看板、広告板及び広告塔（これらに類する電光掲示板等・ネオン類 照明広告を含む。）並びにこれらを掲出する物件 | 1㎡未満 | 1個 | 440円 | 3年以内 ※推奨基準適用地区において、推奨基準に適合している場合、上記の許可期間を延長することができます（許可期間が1年未満のものを除く）。手数料は許可年数に乗じた額となります。 |
| | 1㎡以上 2㎡未満 | 1個 | 830円 | |
| | 2㎡以上 5㎡未満 | 1個 | 1,060円 | |
| | 5㎡以上 10㎡未満 | 1個 | 2,130円 | |
| | 10㎡以上 15㎡未満 | 1個 | 3,100円 | |
| | 15㎡以上 20㎡未満 | 1個 | 4,160円 | |
| | 20㎡以上 25㎡未満 | 1個 | 5,220円 | |
| | 25㎡以上 30㎡未満 | 1個 | 6,280円 | |
| | 30㎡以上 | 1個 | 3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額 | |
| 立看板及び広告旗（のぼり） | 1個 | | 250円 | 6月以内 |
| はり紙（つり下げるものを含む／以下この表において同じ） | 100枚 | | 420円 | 2月以内 |
| はり札（面積0.15㎡未満のもの） | 1枚 | | 90円 | 1年以内 |
| 電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの | 1件 | | 420円 | 1年以内 |
| アーチ広告物 | 1個 | 4,170円 | 看板、広告板及び広告塔並びにこれらを掲出する物件に同じ | 3年以内 |
| 広告幕 | 1枚 | | 420円 | 2月以内 |
| アドバルーン | 1個 | | 1,060円 | 1月以内 |
| ぼんぼり | 1個 | | 90円 | 2月以内 |

備考

- 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
 - はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
 - 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
 - 申請手数料は、栗東市の発行する納付書で納めてください。
- ※ 特定屋内広告物（窓面）については、許可申請手続きの必要な面積には含まれますが、手数料はかかりません。
- ※ 許可期間は、「看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告を含む。）並びにこれらを掲出する物件」と同様とします。
- ※ 許可期間中に撤去した場合や、許可内容を変更する場合、また不許可の場合であっても、納めた手数料は返還しません。

3. その他の関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに必要な関係法令の手続きが必要です。

<屋外広告物に関する関係法令等>

| 事 項 | 必要な許可等の種類(根拠法令) | お問い合わせ先 | |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------|---|
| 高さが4mを超える屋外広告物を設置する場合 | 建築基準法 | 工作物の建築確認申請が必要です。 | ・特定行政庁 (甲賀土木事務所) |
| 突出看板等、道路上及び道路上空に掲出する場合 | 道路法 | 道路占用の許可が必要です。 | ・国道事務所(主要国道) ・南部土木事務所 (県道、一部国道) ・栗東市道路・河川課(市道) |
| 突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事又は作業する場合 | 道路交通法 | 道路使用の許可が必要です。 | ・草津警察署 |
| アドバルーンを掲出する場合 | 消防法 湖南広域行政組合火災予防条例 | 水素ガスを充てんする気球の設置届が必要です。 | ・湖南広域行政組合 中消防署 |
| 設備容量2キロワットアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合 | 消防法 湖南広域行政組合火災予防条例 | ネオン管灯設備設置の届出が必要です。 | ・湖南広域行政組合 中消防署 |

※ その他、表示する場所や規模によって、栗東市景観条例に基づく届出、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要になる場合があります。

<表示内容に関するルール>

| | |
|--|--|
| 著作権法 | 商標法 |
| <p>絵画やイラスト、写真、文章などには著作権があり、無断で使うことはできません。写真をイラスト化して用いる場合でも発生する場合がありますので、必ず撮影者に了解を得るようにしましょう。</p> | <p>事業者のシンボルマークや商品ロゴなどは、申請が認められると10年の保護期間があり、他人が無断で用いることができません。</p> |
| 特許法・実用新案法 | 意匠法 |
| <p>発明を保護した法律で特許権は20年保護されます。また、実用新案権は6年の保護となっています。</p> | <p>意匠登録を受けた意匠は、意匠権により保護されています。 ここでいう意匠とは、物品あるいは物品の部分における形状・模様・色彩に関するデザインを指します。</p> |

4. 管理者

許可を受ける広告物又は提出物件は、管理者を定める必要があります。

なお、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく工作物の確認申請を要する屋外広告物（高さが 4m を超えるもの）を表示する場合、次のいずれかの資格等を持つ者を管理者として選任する必要があります。

【必要資格等】

- ① 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- ② 地方公共団体が行う講習会修了者
- ③ 職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者
- ④ 職業訓練修了者（広告美術仕上げに係る）

5. 管理義務、除却義務（条例第 17・18 条）

<管理義務（条例第17条）>

屋外広告物が適切に管理されない場合、汚れや色あせにより内容が見えにくくなるなど、広告物としての機能に問題が生じるだけでなく、まちや通りの景観を損ねることにもつながります。さらに落下事故などにより、人にけがをさせてしまい責任を問われる可能性があります。

広告物の設置者や管理者、所有者等は、広告物の補修その他の管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。また、定期的に安全点検を実施し、落下・倒壊のおそれがある場合は撤去・改修などの適正な措置を実施してください。

* 日常的な管理については、P 15 をご確認ください。

<除却義務（条例第18条）>

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示の必要がなくなったときは、その日から 10 日以内に撤去し、除却届出書を提出する必要があります。

6. 変更及び継続の許可（条例第 15 条）

許可広告物等について改装（色彩の変更を含む）又は改造をしようとするときは、市長の許可が必要です。

* 色彩及び意匠を変更しない掲出物件の塗替えや、補強、修繕等管理上必要な行為等を除きます。

許可期間が満了した後も引き続き広告物を掲出する場合、許可の更新が必要となります。許可期間満了の 10 日以上前に申請書を提出・許可を受けてください。その際、安全点検を行い、報告書を申請書に添付する必要があります。

* 安全点検については、次ページをご確認ください。

7. 安全点検

一定規模以上の広告物については、管理者の設置及び安全点検を義務付けられています。長期間、風雨にさらされる屋外広告物は、外見だけではわからない劣化や腐食が発生している可能性があります。許可更新時に行う定期点検の際は、専門業者に依頼し、目視だけでなく、接合部や看板内部の詳細にわたる調査を行うようにしてください。

安全点検調書の作成者は、所定の資格を有する者であれば、管理者でなくてもかまいません。ただし、一定規模以上の広告物については、安全点検調書の作成者の資格要件を屋外広告士と点検技能講習修了者に限定しています。

【安全点検の対象となる広告物】

- ・ 設置からおおむね10年以上が経過しているもの（経過年数が不明のものを含む）
- ・ 屋外広告物の上端が地上からの高さが4m、又は幅が4mを超えているもの

【「広告物等管理者」を置く必要のある広告物】

- ・ 屋外広告物の上端が地上からの高さが4m、又は幅が4mを超えているもの

＜屋外広告物安全点検調書（規則第12条／様式6号）による点検項目＞

| 点検箇所 | 点検項目 | 該当無の場合 | 異常の有・無 | 異常の評価 | 改善の概要 |
|------------------|--|--------|--------|----------|----------------------|
| 上部構造 ・ 基礎部 | 1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| | 3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 支持部 | 1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 取付部 | 1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| | 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 広告板 | 1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| | 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| 照明装置 | 1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| | 3 分電盤、安全ブレーカー等、周辺機器の劣化、破損 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| その他 | 1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | 改善済・ 改善予定 (年月) |
| | 2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常 | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |
| | 3 その他 塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離 () | 該当無 | 有・無 | 経過観察・要改善 | |

8. 違反広告物の対策

市では、無許可で広告物を表示した者、許可期限を過ぎても撤去しない者、禁止物件に広告物を表示した者、禁止広告物を表示した者、基準に適合しない広告物を表示した者などに対して、適法な状態にするよう行政指導を行っています。

*「禁止広告物」・「禁止物件」については、P3をご確認ください。

【違反広告物に対する処分】

a. 許可の取消し（条例第19条）

- ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。

b. 違反に対する措置（条例第20条）

- ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。

c. 違反広告物である旨の表示等（条例第22条）

- ・違反に対する措置に対し、期限を経過してもこれに従わないときや正当な理由なく従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

d. 立入検査（条例第27条）

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、広告物等が立地する敷地や建物に立入検査することがあります。

e. 罰則（条例第33条・34条）

- ・違反がある場合には30万円以下の罰金に処される場合があります。
- ・違反広告物に対する市長の除却命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

f. 簡易除却（法第7条第4項）

- ・電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札、広告旗、立看板等は、事前に通告なく除却します。

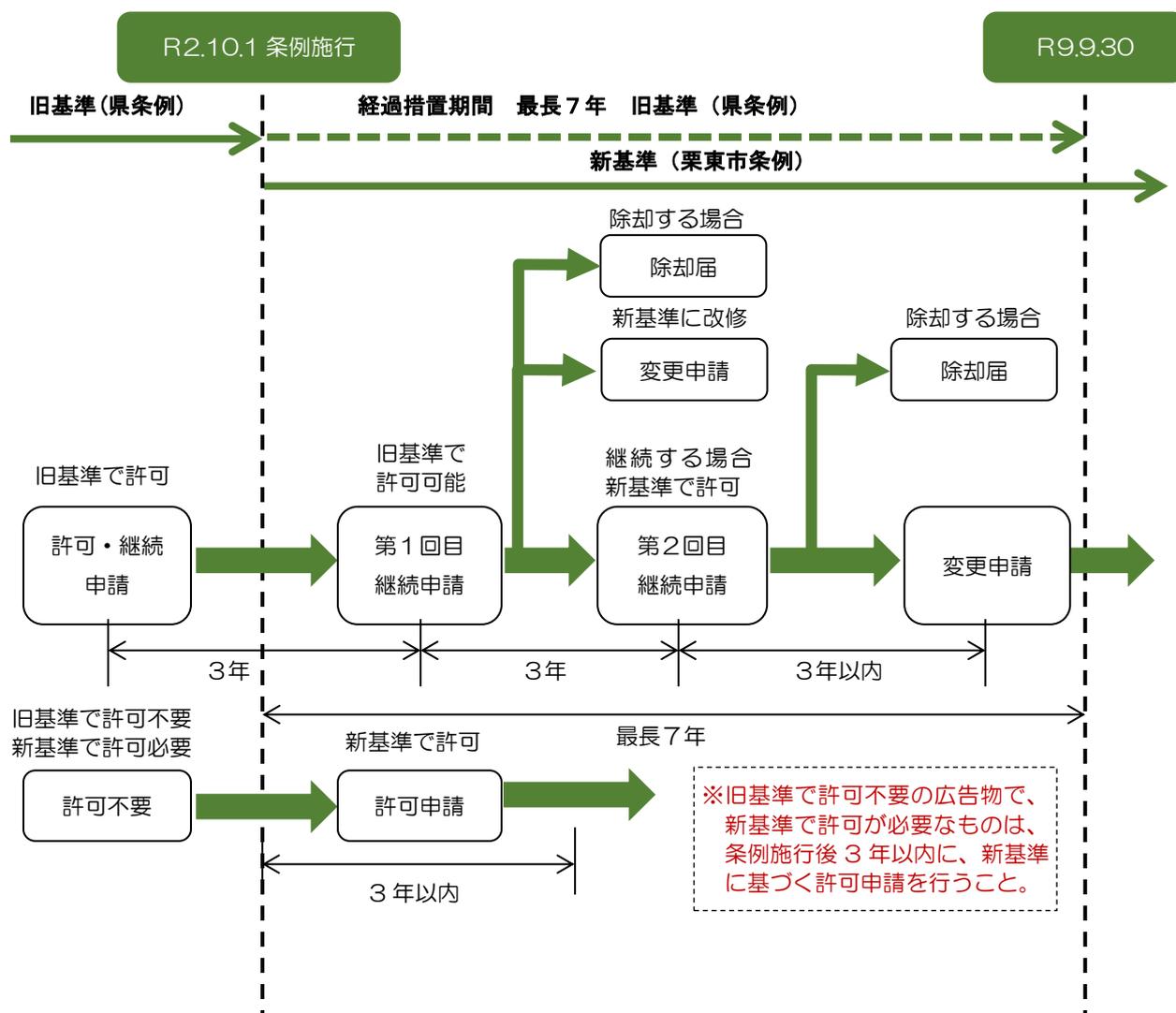
なお、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

9. 経過措置

栗東市屋外広告物等に関する条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例に基づいて適法に表示等がなされていた屋外広告物のうち、市条例の施行に伴い許可基準に適合しなくなるものについては、市条例施行から3年以内に限り、市条例の基準は適用せず、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。（原則として、市条例施行後2回目の許可申請を行うまでの間に、市条例の基準に適合するための改修等を行っていただきます。）

ただし、市条例施行後1回目の許可を受けた屋外広告物のうち、市条例の基準に適合させるための措置をとる旨の計画書（市条例適合計画書）が2回目の許可申請を行うまでの間に提出され、相当と認められた場合に限り、市条例の施行から最長7年間を限度として広告物を表示し、又は掲出することができます（経過措置）。

（令和2年10月1日条例を施行した場合、令和9年9月30日までが経過措置期間となります。）



栗東市屋外広告物等に関するガイドライン

令和2年3月

栗東市 建設部 都市計画課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL:077-551-0116 FAX:077-552-7000

e-mail:toshikeikaku@city.ritto.lg.jp

